

第 23 回 佐用町議会(定例)会議録 (第 3 日)

平成 20 年 9 月 24 日 (水曜日)

出席議員 (21名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	片 山 武 憲	4番	岡 本 義 次
	5番	笹 田 鈴 香	6番	金 谷 英 志
	7番	松 尾 文 雄	8番	井 上 洋 文
	9番	敏 森 正 勝	10番	高 木 照 雄
	11番	山 本 幹 雄	12番	大 下 吉 三 郎
	13番	岡 本 安 夫	14番	矢 内 作 夫
	15番	石 黒 永 剛		
	17番	山 田 弘 治	18番	平 岡 き ぬ 糸
	19番	森 本 和 生	20番	吉 井 秀 美
	21番	鍋 島 裕 文	22番	西 岡 正
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (1名)	7番	松 尾 文 雄		
		午後 3 時から早退		

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	岡本 一 良	事務副局長	谷村 忠 則
説明のため出席 した者の職氏名 (27名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	高 見 俊 男
	教 育 長	勝 山 剛	天文台公園長	黒 田 武 彦
	総 務 課 長	達 見 一 夫	財 政 課 長	長 尾 富 夫
	まちづくり課長	前 沢 敏 美	生涯学習課長	福 井 泉
	会 計 課 長	小 河 正 文	税 務 課 長	上 谷 正 俊
	住 民 課 長	木 村 佳 都 男	健 康 課 長	井 村 均
	福 祉 課 長	内 山 導 男	農 林 振 興 課 長	大 久 保 八 郎
	建 設 課 長	野 村 正 明	地 籍 調 査 課 長	船 曳 利 勝
	商工観光課長	広 瀬 秋 好	農 業 共 済 課 長	田 村 章 憲
	下 水 道 課 長	寺 本 康 二	水 道 課 長	西 田 建 一
	クリーンセンター 所 長	谷 口 行 雄	教 育 委 員 会 長 総 務 課 長	坪 内 頼 男
	教 育 委 員 会 教 育 推 進 課 長	岡 本 正	消 防 長	加 藤 隆 久
	上 月 支 所 長	金 谷 幹 夫	南 光 支 所 長	春 名 満
	三 日 月 支 所 長	飯 田 敏 晴		
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

日程第1．一般質問

午前9時30分 開議

議長（西岡 正君） それでは、改めましておはようございます。

早朝よりお揃いでご出席を賜り誠にご苦労さんでございます。本会議、本日3日目でありまして、一般質問、7人を予定しておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。ただ今の出席議員数は、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。ただちに日程に入ります。

日程第1．一般質問

議長（西岡 正君） 日程第1は、一般質問であります。14名の議員から質問の通告を受けておりますので、通告に基づき順次議長より指名をいたします。

それでは、岡本義次君の質問を許可いたします。

〔4番 岡本義次君 登壇〕

4番（岡本義次君） 皆さん、おはようございます。先だって心配しておりました台風もこちらには、雨風とも影響なくですね、秋の穫り入れを行われ、豊作だと聞いております。果実についても、日がよく照った分だけ甘くて美味しいものになっておるといことで、本当に結構なことだと思っております。

それでは、本題に入らせていただきます。

ふる里納税、まあイコール寄附応援寄附金ということで今日は、お尋ねしていきたいと思っております。

ふる里納税制度が新しくでき、佐用町のように、若者が街に出てしまい、企業や若者が少ない、税収も少ない、この制度は、佐用町にとって大変ありがたい制度であると思いません。

そこで次のことを町長に問うていきたいと思っております。

1つ、この制度のことで職員の勉強会はされたのでしょうか。

2つ、この制度は全職員が周知されておるのでしょうか。

3つ、この制度で町長又は副町長は、役場職員に、教育長は先生方に、また家族に協力を求めてパンフレット等を渡して、手続きをされた数は、いくらあるのでしょうか。

4つ、この制度で、税収イコール寄附金をですね伸ばす方策はされたのでしょうか。

5つ、町長が佐用チャンネルで呼びかけるだけでなく、なぜ村の1軒1軒回ってでも協力をお願いされないのでしょうか。

今後、この制度で得た税収イコール寄附金は、どのようなまちづくりの計画があるのでしょうか。

それでは2件目、限界集落についてです。今佐用町は、142集落がありますが、その中で、段々人が減り、空き家ができ、寂しい状態になっております。葬式も、村の人の力で協力ができなくなりつつあります。

そこで、次のことを町長に伺っていきます。

次に、限界集落についてのご質問でございますが、議員もご存知のことと存じますが、まず、最初に区分、限界集落という区分に、集落の区分ですね、の定義ということについて簡単にご説明申し上げさせていただきます。

まず、存続集落ということ、こういう、その学問的な定義があるんですけども、存続集落につきましては、55歳未満の人口比が50パーセント以上で、跡継ぎ等が確保されており、共同体の機能を次世代に受け継いでいける状態の集落のこと、集落ということと、であるというふうに言われております。

その次に、準限界集落という区分分けがされておまして、準限界集落とは、55歳以上の人口比が50パーセント以上で、現在は共同体の機能を維持しているが、跡継ぎ等の確保が難しくなっており、限界集落の予備軍になっている状態の集落のことを準限界集落というふうに呼ばれております。

そして、最後に限界集落ということにつきましては、65歳以上の人口比が50パーセント以上で、高齢化が進み、共同体の維持機能が限界に達している状態の集落のことでございます。

消滅集落というのは、当然、人口がゼロで、かつて住民が存在したが、完全に無住の地となり、集落が消滅した状態のことです。

町内142集落、まあ自治会の1つひとつの集落についてですね、その集落の社会的共同生活維持機能の実態のすべてを把握することは困難でありますので、8月末の人口比だけでの分類をいたしますと、存続集落が80集落、準存続集落46集落、限界集落が16集落、消滅集落は0であります。また、今後の集落の統合はどうかということですが、集落というのは非常に長い歴史的なもの、また地縁的のもの、そこに管理されてきた財産と、いろいろと要素が重なりあって、成り立っているのでありまして、統合については単に人が少ないからとかという、人口比率だけの統合は難しいというふうに考えますが、しかし、最低限のですね、行政機能が、機能を維持していくためにですね、統合も1つの方法として、当然これは真剣に考えていかなければならないというふうに思っております。今後、そういう特に、そういう状態に陥っている集落をだけではなくてですね、その周辺の集落含めて、十分に、これを議論を尽くしていく必要があるというふうに考えております。

次に、まちづくり計画の中で、保育園や小学校の統廃合を考えているかということですが、少子化による子どもの減少は、保育園においても、園児数の激減、学校現場におきましても、学級数の人数の学級数の少人数化や、学級の少人数化や、学級数の減少とともに、複式学級という形、複式学級の増加が進行しております。

現在ですね、それ、まだ具体的な統合計画はありませんけれども、まず、この問題につきましては、純粹に、教育という、子ども達の教育という観点に立って、現状と、また今後予想される状況を、しっかりと踏まえた上でですね、より良い子育て、また教育環境と佐用町と教育のあり方をしっかりと議論して、その中で、保育園の、保育園やまた学校の適正規模、また適正配置の検討を進めていかなければならないというふうに考えております。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） すいません、限界集落の方を先に、ちょっとお願いしたいと思いま

す。

どう言いましょうか、今、町長のお話の中でですね、いわゆる町が、例えば、寄延部落なんかであれば、今自治会長さんがいない状態であるとは聞いております。そしたら、そういう、ある程度のことのできなくなったところについてはですね、強制するものではありませんけれど、やはり、そういう何らかのことを町の方がアドバイス言うんですか、そこと話し合いの中でね、やはりしていかないと、自治会長もいないようないうような状態を町長は、どの様にお思いになりますか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵邊典章君） まあ、あの、自治会長さんが、その中心にですね、その集落のいろんな活動を最低限の又行政的なですね、連絡、行政機能を果たしていただかないと、その町の1つの町の中での集落としての機能なり存在が難しくなるということになってきます。ですから、そういう、その、そこに、その役割を、お世話をいただく人というのが、どうしても必要になります。しかし、それが現実できないという、この現状についてはですね、それは、ほなどうするかということ。それは、寄延、今具体的に言われた寄延部落、寄延の皆さんが、当然まあ、一番困っておられますし、悩んでおられると思います。ですから、それは、私らも相談を受けた上でですね、当面じゃあ、どうするかと。緊急の問題としては、いろんな行政からの連絡とか、通知、まあ、そういうものをですね、直接まあ、配布するとかですね、それから、一番は、まあ、その周辺、その隣の集落と一緒に、まあ、そういうことだけでも、まずやっていただけないかということで、そちらの方にもお願いをすることかということ、まあ町としてはですね、働きかけるということを、まず、やっているわけです。そういう中で、これをいつまでも、そういう状態を続けるわけにはいきませんのでね、じゃあ、最終的に、もうちょっと、きちっとした形で、集落としてのですね、まあ、今後のあり方というものを考えていただくということ。まあ、これは、町としては、早急に直ぐ、強制的に、こうしなさいというわけにはいきませんので、その集落の皆さんに、まず、早く、そういうことで考えて、どうするかを一緒に検討してください、さしてくださいということで働きかけていかなきゃいけないというふうに思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） ええっと、まあ、今、自治会長さんがいらっしゃらないのであれば、自治会長会やってもですね、そういう伝えることも、その部落については、まあ、できてないわけでございますしてね、まあ、集落の戸数そのものが、まあ少ないんで、役場の職員が、各何軒、そのまわってですね、そういう広報とも手渡しされとんかどうか、ちょっと分りませんが、まあ、そういうような状態であればね、やはり、町の方で、その集落の方に呼びかけられてね、やっぱり、どうしていくかという問題をね、提議されていた方がいいんじゃないかと思っております。

それから、消滅集落が0という、今回回答いただいたんですけど、まあ、この142集落の内ですね、いわゆる戸籍は、まあ置いていらっしゃるので、そのままということで、ちょっと聞いておりますけれど、実際にですね、その村そのものに人が住んでいらっしゃら

ないという数はいくらなんでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

町長（庵途典章君） それを厳密にですね、その人口が全く0ということ、どう見るかという、これは、今言われるように、そこに住んでおられなくても、まあ、住民票があるとかね、というような、まあ、そういう形の物をどう見るかというのは、いろいろ、ちょっと難しい点あると思うんです。まあ、具体的に、話させていただきますと、今若州がですね、毎日こう、そこに住んでおられる方というのは、毎日と言いますか、日常的にね、もういらっしゃいません。ただ、週末なりには、帰って来ると言われるような形なり、の人がですね、何人がいらっしゃいます。まあ、それは、そういうことですから、これは実態としては、もうほとんど、そこには、集落としての機能がなくなっているというふうには言わざるを得んというふうに思いますけども。後、また水根という集落もあるんですけども、そこも、今2所帯だけになってきておりますね。まあ、そういうふうな、まあ、もう後、数所帯だけというようなね、集落が、既に何集落か出て来ているということで、これについても、今後、当然まあ、そこに、新しい人が帰ってこれればね、息子さん達が帰って来られれば、また復活するんですけども、今のところ、その状況は、分りません。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） それでは、今、複式学級が、増えていっておるということでございますけれど、その複式学級を取り入れておる学校については、いくらあつてですね、それは、その次後、また言いますわ。

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 1校であります。

4番（岡本義次君） ああ、1校だけ。

教育長（勝山 剛君） はい。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） それ、複式学級取り入れておるというのは1校だけなんですか。今のところ。

教育長（勝山 剛君） そうです。

4番（岡本義次君） ああ、そうですか。それ、そういう所については、親の方から何とかして欲しいとか、そういう声は出ておりますか。

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 学校の中では、今のままがいいとか、いやいや、大勢でした方がいいとか、そういう意見は出ていると、その様に認識はしています。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） これから、子どもが減っていく中ですね、やはり、和気藹々と言いましょうか、家族のような、兄弟のような格好の中でね、育つ、そういういいメリットもあるわけですが、親としたらですね、やはり、子ども達が減った中で、中学校や高校へ行った時にね、やはり、そういう中で、やはり同じようにですね、やっていけるかどうかという、やっぱり1つの不安があると思うんですよ。そこら辺については、他の学校からも、そういう声は出ておりませんか。

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 他の学校という。

4番（岡本義次君） 複式学校やっとうとことか、それから、他の学校でも。まあ、やってないところ。

教育長（勝山 剛君） 先ほど、議員おっしゃいましたように、少人数ですることの良さ、それから、大きな大勢の子ども達の中で教育していく良さ、これは両方あると思います。そういう中で、将来的な展望として、どう、その、見据えていくか、これは、教育を携わるものの考え方と、また親御さん、子ども達、また地域、いろいろ条件が違ってきて、それぞれの考え方があるかと思っています。そういうことを、今後、ひとつの土台として共通の場を持ちながらですね、考えていく必要があるかと思っております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） まあ、そういう1つのね、例えば、ソフトボールでも、サッカーでもやろうとすれば、そのメンバーが、その人数に達しないというようなことが、学校によってあるわけですね。ですから、そういうことで、親としてはですね、そういう1つのチーム、1つでさえ作れないというような状態になった時にね、やはり、そういう勉強の面においても、そういう大勢の中で、やっていけるといって1つの不安があると思いますんでね、そこら辺の状況をですね、よく把握して、PTAの参観日とか懇談会の方にはね、そういう1つの声をよく聞いてね、今後佐用としても、将来を見据えてやっていただいたらと思っております。

それではですね、2番の方については、以上といたします。

それから、ふるさと納税イコール応援寄附金ということでございますけれど、これにつ

いては、町長が、佐用チャンネルで皆さん町民に呼びかけられてですね、こういうことは、いいことだと、私は思っております。けれどですね、やはり、これができてですね、お盆に各家族や兄弟、子ども達が帰っておいりました。ですから、そういうやつを、ここにいらっしやる課長さん達、1つでも持ち帰ってね、自分の子ども達に、街で働きになっておれば、お渡しになった課長さんいらっしやいますでしょうか。そこら辺は。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） あの1人ひとりにどうしたということは、これは、皆がやっておりますのでね、先ほど言いましたように、職員皆が、そういうことで、推進会議をつくって、職員も研修会、皆、全員参加してですね、そういうこと、取り組もうということで、皆、取り組んでおりますのでね、ひとつ、その点は、町としても、今積極的にやっていると、その成果も今出ているということで、現段階においてはですねご理解いただきたいと思えます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） あの、これね、まあ新しく新たに寄附してくださいということであれば、各自負担になるかと思えますけれど、この寄附することによって自分の住んでおる、その分ね、いわゆる向こうで控除してくれるということでございますんで、ただ、神戸に住んでいらっしやる方が、その神戸で100パーセントじゃなくって、10分の1は佐用にということであれば、その分、神戸で100パーセントしなくていいわけなんでね、ですから、そういう事情を、こと細やかにすればですね、出ていらっしやる方については、ああ、そうなんかということで、もっと理解者が増えると思うんですよ。ですから、私は、ここに、こと細やかに、いろいろこうお尋ねしたような格好の中で、書いておりますけれどね、これは、確か、こんな、まあ言うたら、佐用にとってはありがたい制度を、もっともっとね、職員も、それで、これ80程持って帰って、円光寺盆前に全部配ったんですよ。職員の方は別ですけど。ここの方、子どもさん2人出とんなど。ほな、これ、この様な格好で、その分寄附していただいたらね、3万円寄附していただいたら、その分は、その住んでいる神戸で控除してくれるですよというような説明の中でね、各家周って配布させていただきました。ですから、こういう1つのね、やっぱり皆さんの1つの努力が、必要じゃないかと思うんですよ。確か、町長が、今、この中でね、6、7回延べ6回勉強会もされたと周知徹底もしておるということで、今、おっしゃいました。ですから、そういう、いわゆる新たにしてもらおうということであれば、負担になりますけれど、それが控除していただけることであればね、皆ある程度分かったら、ああそうか、それだったら、佐用のためにしようかという気持ちになるんじゃないかと思えますけれど、そういう細やかなことはね、やっぱりしていくことによって、佐用は仮に多くの方がしていただいたらね、例えば、5,000万なり1億というんは、この寄附金によって入ってくることであればね、大変ありがたい制度だと思いますけれど、まあ、町長が、今おっしゃったように、佐用チャンネルとか、広報とかインターネットによって、呼びかけていくもんであってという言い方なんですけれど、私は、そういう自治会長会も勿論、各部落単位でか地区単位でもね、こういうことは説明してでも、やっぱりお願いすべきと、私は、思いますけど、そこら辺は、町長、いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） あの、1つは、この制度の中でですね、5,000円は、一応もう控除されるわけですね。ねっ、ですから、その全額は返って来るわけじゃないということです。だから、まあ、そういう意味でも、そのやっぱし、その寄附いただく方には、そういう、ふるさとに対する思いというものを持った上でね、こう頂かないと、誰でも、こう何も全く経済的な負担はないんだという話ではないと。負担をして佐用町のためにということの思いを、やっぱし皆さんが持っていていただけるようにしていかなきゃいけないということです。ただ、その中で、そういう、その広くね、インターネットとかと言っても、これは、やっぱし、中々どこの町もやってることを、市町もやってることですから、やっぱし、それぞれ、自分の市町、関係している、またふるさとであるということは、やっぱしないと、それには、全国にいろいろと発信しても、やっぱしふるさとを直接、そういう方に思いが届くような形にしないといけない。それで、例えば、東京にも県人会があったりですね、県にも、県の職員を中心にした県人会が、あさぎり会と、佐用なら佐用のあさぎり会というものがあったりします。そういう所にも、お願いを持って行ったり、それから、先般は、県職員の町内、佐用町出身の方々にも、直接持って行って、お願いをして回ったり、そういうこともしてますし、それから職員が、自分の家族とか知人とか、そういう形で皆、それぞれがやっぱし、直接PRをしてお願いをしていると、そういう取り組みをね、皆しておりますのでね、今、ですから、当然、そういうことの中で、自治会、例えば、職員だけじゃない、職員は、そういうたって、300人、400人しかいないわけですから、町民の皆さんにも、お願いを、そういう形でお願いをしたいと。だから、自治会とか、自治会長会とか、そういう時にも、この制度を皆さんに説明して、お願いもしております。ですから、いろいろな形で、今その制度の浸透を図っておりますのでね、よろしく願います。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） そしたら、今、始まって、未だ、間がございませんけれど、何件の、金額として、今入っておる分については、いくらぐらいなのでしょう。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まだ、その申し込み用紙をね、持って帰ってもらったり、その一応こういう形でしたいという申し込みだけで、実際お金がね、入って来ているわけではないという、お金も、直接入っているものもありますしね、ですけども、まあ、申し込みの用紙だけでも、今300件ぐらいな申し込みを、今、いただいております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） その様に、まだ始まって、間がございませんけれど、こういうようなありがたい制度については、この前、佐用の県職員の方のあさぎり会というゴルフの中

です、私も同僚議員に、ちょっと電話で、ちょっと私出席できてませんでしたので、このことは是非、お願い言うとしてくださいよって言ったら、副町長が、ちゃんと用紙持って行って、お渡しになったということで、ああ、さすが副町長やなということで、私も、良かったなということで、まあ、ゴルフに出席された方だけでなく、やはり、そういう県職に行かれておる方についてはですね、そういう連絡網の中ですね、まあ、周知していただいてね、やはり、こういう1つでも佐用を、自分のふるさとが良くなるという中でね、これからも引き続きですね、啓蒙を図って、少しでも佐用の町や村が良くなるように頑張っていてやっていただきたいと思っております。

以上です。どうもありがとうございました。

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君の発言は終わりました。

続いて、9番、敏森正勝君の質問を許可いたします。

〔9番 敏森正勝君 登壇〕

9番（敏森正勝君） 9番議席の敏森でございます。

伝統芸能存続をと題して質問したいと思いますので、納得のいく回答をよろしく願いいたします。

少子高齢化に伴い、当町においても、児童生徒数も一段と少なくなってきておりますが、最近では、協力性がなくなり、自分本位の考え方に変わり、協力して行こう、団結して皆と歩調を合わせようと気持ちが少なくなってきております。自分本位が主体になり、考え方が裏返しになってきている現在の世の中ではないでしょうか。その様な状態が多い中、先般の平松集落における武者踊りが4年に1回、オリンピックの年に開催され、多くの人たちの目を輝かせたことは、佐用町無形文化財として誇りある行事であると思っております。4年に1回であり、一人ひとりの役が違っているにもかかわらず、体に身につけているのか、動作が激しいだけに若者でなければできない状態ではないかと思われまます。平松武者踊り実行委員長、自治会長、保存会会長を初め、集落一丸となって協力し合いながら、ここまで伝えられております。伝統芸能は、佐用町でも僅かしかありませんが、素晴らしいものが受け継がれております。存続できるように町としてアピールし、守っていけるようにしなければなりません。この他にも、三河のこども歌舞伎、平福の大名行列、獅子舞など、町として一躍を担う行事と行政の立場と地域の人たちが協力しあい守っていかなければなりません。

そこで、行政の立場から、今まで以上の協力をしなければ成り立っていかないと考えますし、財政上厳しい時ではありますが、今後の方針について伺いたいと思っております。

この場での質問といたします。

議長（西岡 正君） それでは、町長、答弁願います。

〔町長 庵道典章君 登壇〕

町長（庵道典章君） それでは、敏森議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

伝統芸能の存続を、ということでの話です。ものでありますが、町内には、今お話のように、年中行事やお祭りなどの様々な伝統芸能が古くから受け継がれてきております。中でも、平松の武者踊り、私も今年初めてですね、練習の時、また本番でも見せていただいて、改めて、この江戸時代から伝えられていた、この武者踊り、集落の若い人たちが武者

や姫、老婆等に扮して、手に槍や刀、行灯などを持って、歌舞伎の合戦の場面を再現するという、他に例の無い特徴のある踊りというものを認識させていただきました。まちの町の無形文化財にですね、指定をされておるわけでありませうけれども、やはり実際に見てみてですね、これを存続させていくことの大変さ、またその内容、またこの武者踊りですね、本当に、あの、農村伝統芸能としてですね、非常に貴重なものであり、まあ、この行事をですね、今後とも、これを受け継いでいただきたいという思いを強くしたところであります。また、町内には、そういう特色ある獅子舞などのですね、伝統行事が、それぞれの地域で、地域の皆さんの努力によって守られてきておりますし、また新たな、その行事として、先ほどお話のように、平福地域で始まった大名行列とかですね、三河のこども歌舞伎なども、ああした国指定の「農村歌舞伎舞台」の保存という活用を考えるなかで、まあ小学校、子ども達が、子ども歌舞伎としてですね復活したと。これは、まあ、こういう物を長く続けて行くことによって、これが伝統になり、芸能に、伝統芸能として、また定着していくことになるというふうに思っております。しかし、まあ、この、そういう伝統芸能を受け継いだりですね、新たな伝統芸能を作っていくということは、非常にまあ、大変であると。これはまあ、地域、そのためにはですね、地域ぐるみの主体的な取り組みが欠かせませんが、まあ、どうしても、町行政としてもですね、その支援をしていかなきゃいけないなという思いをしております。議員もご指摘のように、本当に、これを継承していくには、人が少なくなる、なっている。行事の、それをやっていく、困難になっていく、できない集落がですね、増えてきていることが確かであります。

町といたしましては、行政組織として、生涯学習課に文化振興係を置いておりますし、また各支所地域振興課におきまして文化振興係を置いて、地域ごとの伝統文化活動の継承や保存ということに対しての支援にあっております。また、学校教育におきまして、地域においてふるさとの文化や歴史に触れる活動体験活動を実施したり、社会科の副読本として「わたしたちのまち郷土佐用町」を編集いたしまして、主に小学校3年生、4年生の学習の中に、佐用町の文化歴史を学ぶ授業というものを取り入れております。

今後、まちづくり、地域づくりでの取り組みも提案をしながら、伝統文化子ども教室など国が行っている事業を始め、各種財団の助成事業なども活用してですね、財政面においても支援をしていきたいというふうに考えております。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔敏森君 挙手〕

議長（西岡 正君） 敏森正勝君。

9番（敏森正勝君） 地域に応じたまちづくりのために、残しておきたい伝統行事の1つであります。先ほども言われておりましたように、人集めに苦労があると。年齢、性別を問わない役柄であっても、集落でも、集落で持つことは大変であると思っております。近隣の集落からの応援ができればというふうに思いますが、それは、どうでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。はい、町長。

町長（庵道典章君） 非常に、この伝統芸能という、農村行事として行ってきたものは、農村の、その集落の活動、そこに密着しているというのが、根ざしているものがあります。ですから、1回2回ですね、それを催しをするという時にはね、いろんな応援とかというものも、可能だと思っておりますけれども、それをずっと、続けて長く、続けていくためには、

中々、その、その時に応援を求めてやっていくというようなやり方では続かないなという感じ、そこに難しさがあるなというふうに思います。そこは、伝統芸能のね、こういう行事の継承していくことの難しさだと思うんですけども、ですから、当然例えば獅子舞なんかの、これまでの秋祭りなんかにおいてもね、それが、一地域ではできないので、それを、各地域が一緒になってですね、まあ、一緒に、今まで5集落で、5地域でやっていたものを、2に割って2集落でやろうとかですね、そういう工夫をそれぞれされておりますけども、まあ、そういう問題を、ひとつ地域づくり協議会、こういう中でね、地域の課題として、いろいろと協議をしていただいて、一緒にまあ、確かに助け合っていく協力して行くということ、このことは、また大切なことですので、こういう芸能、伝統行事を、ひとつ通してまた、集落の再編なりね、まあ協力していく体制、そういうことも考えていただければ、よりありがたいかなと思うんですけども。はい。

〔敏森君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

9番（敏森正勝君） 公募の方法もあるのではないかなと思われまますけれども、その地域のプライドもあったり、難しいことかもしれません。ただ、行事を行うに当たって、事故が無いようにすればと思っても、たまたま起きてしまったというようなことがあります。

まあ、保険をかけておけば、安心感が持てるけれども、また集落における他の行事についても、同じであるというふうに思います。万全の体制で臨まなければ、ひとつ狂えば、大変なことになる。町よりの指導はもとより助成はできているのかなと。また、できるのかなというふうに思いますが、どうでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、あの、いろんな活動において、いろんな、どうしても、まあケガ、事故が起きる可能性があるということで、まあ、今、自治会保険というようなですね、保険、これは、各自治会ほとんど入っていただいておりますし、またスポーツなんかの場合には、その時のスポーツ保険で、その試合だけを対象にした保険に入るとかですね、それぞれ集落においても、そういうボランティア保険というようなものに入られたりという、まあ、どうしても活動をしていく上で、また、その世話をいただく皆さんも、そういう制度に入っていないと、中々責任が持てないということですのでね、今回の平松の武者踊りにおいての事故においてもですね、ケガにおいても、そういう保険を適用して、申請をしてですね、まあ、お見舞いをさせていただける、そういうことで進めております。

〔敏森君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

9番（敏森正勝君） まあ、事故のことばかり心配していても何もできませんが、昔からの伝統ある行事は、引き継ぐことが一番であり、まちづくりの活性化から考えても必要な行事であることは言うまでもありません。行事を行うことによって和が保て、明日を担う協働の精神が保てることは、町にとっても素晴らしいことであり、工夫と努力と協力があつてこそ、平松集落における武者踊りが伝統芸能として続いております。

私は、こうした一身一体化した集落を世に送ることが、この佐用町の珍しい取り組みとして話題になるのではないかと思うが、その点は、どないでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、あの、やはり自分達のふるさと、郷土にある芸能、これはやっぱし、自分達、その、それを実際に行ってきた集落だけではなくてですね、私達佐用町のやっぱし皆宝としてですね、皆さんがやっぱし、こういうものをよく、皆お互いに知って、そしてまた、その他の町外の皆さんにもですね、伝えていける、またPRもしていくという、そういうことが必要かというふうに思っておりますし、この、例えば平松の武者踊りについても、もっとやっぱしですね、町民の皆さんが、これだけの芸能、伝統行事がですね、町内にあるんだということの良さ、素晴らしさというものをですね、見ていただくように、今後、町としても、やっぱししていかなきゃいけないということを、今回感じたところであります。

〔敏森君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

9番（敏森正勝君） この他にも、三河のこども歌舞伎も県内では、有数の行事の1つであり、武者踊りも県下に広め、新しい道筋を開拓すればよいと思うが、その点は、いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 実際に、これをやっておられる皆さん、これを行事を行うために4年に1度ということですね、今、されております。それは、本来昔は、毎年こう、ああいうお盆の行事としてされてきたんだと思うんですね。しかし、実際には、それをするためには、相当の大きな負担がかかるわけです。まあ、練習からですね、準備、まあ、そういう衣装にしてもですね、作っていかなくちゃいけないと。で、まあ、そういうことを、しかもこれは、子どもじゃなくて、少なくとも、いろいろと皆、仕事をした現役の若い人達、大人がやっていくわけです。ですから、今の時代ですね、地域で、まあ、昔のように農業を主体にした、皆さんが、その地域に、もう根ざした中での仕事ができている時代なれば、まあ、そういうことも可能だったんでしょうけれども、今のうちに、いろんな人が、遠くにまで働きに行っていてですね、その時だけに、ためにということで、今回4年に1度ならということで頑張っておられてもね、これを、何回もまた毎年というようなことをね、これは、中々、今の生活の中では、難しい状況ではないかなという感じはしました。今回、見させていただいてね。ですから、まあ、何か大きな行事をするような時にはね、何とか、皆さんにお願いして、こういう武者踊りというものを、もっと広いところで見ていただくようなことができればいいというふうには思いましたけれども、まあ、何回もしていただくというようなことをお願いしていくことは、地元としても、中々受け入れは難しいというような感じがいたします。

〔敏森君 挙手〕

議長（西岡 正君） 敏森正勝君。

9番（敏森正勝君） 先ほども、こども歌舞伎の話が出ておりましたが、ああいった行事にしましても、子どもにさせるということはできないでしょうかね。

議長（西岡 正君） はい、町長、

町長（庵逄典章君） まあ、あの、こども歌舞伎は、こども歌舞伎として、そういう1つの新しい指導者がいてですね、ああやってやっていますけども、今回の武者踊りのようなものはね、子どもがまた、その形だけを真似てやっても、余りこの1つの伝統芸能で、あれだけの武者踊りというものにおいて、その貴重さ、価値というものがね、伝わっていかないんじゃないかなという感じはいたしますね。

やはり、本来、あそこのお宮で、昔はお宮でやっていたんじゃないということを聞きました。各家の集落、門先にずっと回ってですね、夜中踊っていたのか分かりませんが、地域の中で、やっぱりされているということ、これを守って行く事が、やっぱり大事なかなというふうに思いますけど。

〔敏森君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

9番（敏森正勝君） 三河のこども歌舞伎というものは、非常にこう、名が通ってきたというふうに思っておりますが、三河だけではなくって、言えば、南光地区であれば、徳久とか中安がございますので、徳久地区には、そういった踊りがある。また中安につきましては、獅子舞とか、そういったものがある。といったように、それぞれの学校で、特色のある、そういったものを、引き出せたらなというふうに思いますけれども、その点は、どないでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、あの、そういうことをね、1つの気運が盛り上がってやろうという、子ども達の1つの活動の中で、取り組んでいこうという思いが出てくれば、それはそれで、素晴らしいことだと思うんですけども、まあ、三河の例えば、こども歌舞伎においても、既に、まあ子ども達が少なくって、これを継承していくのも難しい状況にあるわけです。余所、他の地域からね、そういう団員をですね、募集して、もう残して活動をやっていきたいということで、声を掛けた例もあります。声を掛けているんですけども、中々やっぱり、その地域、まあ練習というものがね、当然、かなり1年中やっぱり練習していかなくちゃいけないと、まあ、そういう中で、今子どもが非常に少ない中でね、そういう他から入って、一緒になろうという形は、声掛けてみても応募がないというような状況です。まあ、中々、ほな子ども達に、いろいろと今、少ないし、またいろんな子どもも行事があったりしている中で、こういうものを1年を通してずっと練習していったりしていくことの活動の難しさというのが、当然、皆お分かりだと思うんですけども、まあ、中々、そういうものが自主的に盛り上がって出て来ることは、難しいかなという感じはいたしますね。

〔敏森君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

9番（敏森正勝君） これは、まちづくりの1つとして考えなければならないことであり、今後の育成が必要であります。今以上に町としての援助体制が一番大きな力になると思いますが、いかがなものでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、援助体制と言われるところはね、まあ、どういう具体的なものか。まあ、やはり1つは、そのこういう行事を行うための経費、まあ、そういうことに対する財政的なものというのも1つだと思いますけれども、後はまあ、もっとやはり、この武者踊りなりで言えば、町民の皆さんなり、また町外の皆さんからも見ていただいて、この良さとか、貴重なものということのね、その残していかなきゃいけないという、皆さんの評価ですね、そういうものを高めていくという、それによって、やっておられる方も、やりがいを持っていただくということ。この事がやっぱり必要なというふうに思います。まあ、場所においても、平松においては、公民館と言いますが、集会所も、そういうことをやろうということで、かなり広くね、練習ができるような物が既に作られておりますしね、まあ、未だ、平松においては、若い人達が、かなり今、たくさんいらっしゃいます。子ども達も結構平松は多いんですね。で、今回の練習なんかにも、そういう子どもも出て来てね、やはり集落の本当に昔から受け継いできたものとして、こう子どもの時から、それを体験しながら大きくなっていけるような、未だ今環境にあるという、その点は、他の地域と比べたら非常に、もういい、ありがたい状況かなというふうには、今、見ております。

〔敏森君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

9番（敏森正勝君） まあ、まとまりのある、いい集落だなというふうに意見を聞かれたなというふうに思っておりますが、まあ、見ていて良いことをしているな、だけで済んでいるように思えるが、この行事をやっている集落は非常に大変であるというふうに思っております。先ほども言いましたが、人集め、練習、それから、先ほど出ておりました、衣装等、自分勝手な思いでは、中々勤まりません。行事を行うにあたり、楽しさ工夫等考えてこそ、良いものができる。続けるということを前提において町として何が考えられるかなというふうに思いますが、その点は、どないでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、町として考えられるというのは、町が直接やるわけで、それを実践するわけじゃないんで、中々、地域の皆さん方からの必要な要望があれば、まあ、それに協力し、していくということだと思います。ですから、まずは、それだけの、あの伝統的な行事というものに、地域の皆さんが、これからは誇りを持ってですね、そのお祭りだけじゃなくって、他の集落としての地域づくり、いろんな活動というものを、皆さん

が、日頃から、こうやっていただくような、活発な地域活動というものが、基礎にならないと。それがあれば、また続けていかれると思っております。ですから、町としては、今回なんかでも、まあ、最低限のね、少ないかもしれませんがけれども、財政的な支援もさせていただいたりしながらね、これは、町として、できることをしております。はい。

〔敏森君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

9番（敏森正勝君） 近年、文化を育てることが、非常にこうなくなっている。社会が裕福なのか、それとも国民が理解しないまま、駆け足で通り過ぎていく社会か。または、全速力で走る社会か。人のことより我が身といったところが非常に多いのではないかなというふうに思います。良いことだと思っても、自分から進んでやっていこうという気持ちがないのが現状であります。伝統行事に参加できない人も多くあると思えるが、しかし、伝統を守るということに力をつぎ込むことこそ、人の輪ができるのではないのでしょうか。そこには、苦勞があります。本番のできによって苦勞が苦勞でなくなると思えますし、その1つに行事を行った後の満足感であり、反省会による弱点を、今度こそ、この部分を正していこうという気持ちが大事かもしれません。当局として、そういったことに対して、どういうふうに思われるでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

町長（庵道典章君） 中々、どう答弁させていただいたらいいのか。思いは一緒なんです。まあ、このやはり、新しく伝統を作っていくことは、もの凄く大変なことです。でも、まあ、ただ、まあこれまで長年ですね、こう本当に、あの、集落なり、皆さんが、自分達の集落の維持の1つの活動として、続けてきたと。それが、まあ伝統なんですけれども、そういう物が残っているところが非常に少ない。この平松の、この武者踊りにおいてもですね、多分平松だけではなかったと思います。こういう行事は。まあ、播州歌舞伎のですね、系列の中で、盛んだった時代にですね、そういう歌舞伎を取り入れた踊りですね、こういう踊りですね、これも集落の皆さんが、非常に日頃、毎日の厳しい労働の中から楽しみとしてですね、作り出して、それを演じて、皆で楽しみ、そして集落の団結を、維持というものをですね、図ってこられた1つの行事だったと思うですね。ですから、それは、多分、他の所においては、段々それが薄れてなくなってきて、今残っているのが、平松だけに残ったと。ここにおいても、戦後ですね、それを途絶えたと、そういう時があったわけですね。それを、まあ、当時の方が復活をし、残していかなきゃいけないという思いで、ああして、いろいろな題目なんかも、全部書きまとめた、ちゃんとした資料を作ってですね、そして、それを1年、毎年はできないからということで、4年にいっぺんやっていくという形を取って、だから、その時代、その時代の、そういう問題を解決しながら、こう今の形で受け継がれてきたということですので、まあ、今、その為には、これからは、そのままでは、いろんな問題が、まあ後継者がいないとか、いろいろなことが出て来るのは確かなんですけれども、まあ、それを、いかに、それを克服していくかは、その時代のものが、やっぱり努力をしていくしかないということで、じゃあ、それに対して今何をしたらいいかではなくって、その思いですね、そういう物を残して行こうという、受け継いで行こうという思いをしっかりと守っていくことしかないんじゃないかなというふうに思います。

町としても、その大切さとかね、これの貴重なものであると。あり、そういうことを残すことを受け継いで行くことが、1つの地域づくりであり、村を存続させていく大きな力になっているんだということの、この思いというものを、きちっと持って、これからの地域づくり、まちづくりに当たらなければならないというふうに思うわけです。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔敏森君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

9番（敏森正勝君） 最後に、これだけは言っておきたいなというふうに思っておりますが、時代が変わっていることは、先ほど言ったとおり集落における決断力は、リーダーにとって、欠かせない力の1つであります。特にリーダーの決断は、自分の人生だけでなく、集落組織の運命を左右するという点において絶対に判断を誤ってはならないと思います。この様な行事を成功させるために、どうすれば良いか。まず、情報を集め、次に現状を把握及び分析し、最後に人心を洞察する。これらをすることによって、自分の判断に自信を持つことができる。自分を信じる力が、他の人に決断を下させる。これが平松武者踊り保存会のリーダー及び集落の決断ではないかなというふうに思えます。くどいようですが、もう一度言いますが、残したい文化の行事の1つであるならば、それなりの協力をお願いをしたいなというふうに思っております。

以上、これで終わりたいと思いますが、ひとつよろしくお願いしたいと思っております。

議長（西岡 正君） 敏森正勝君の質問は、終わりました。

続いて、2番、新田俊一君の質問を許可いたします。

〔2番 新田俊一君 登壇〕

2番（新田俊一君） 2番、新田でございます。通告に基づいて逐次質問をしていきたいと思っております。

質問の事項でございますが、町民の希望する工事はどうなっているのかということで、お聞きをしたいと思います。

佐用郡4町が合併してから、3年を迎えようとしておりますが、合併時から引き継がれた、建設課の工事、農林振興課の工事の達成率はどれぐらいになっておりますか。また、その後、風水害による災害復旧率はどれぐらいになっておりますか。その他を含めて4点町長にお伺いします。

点目ですけれども、建設課への工事の要望件数は何ヵ所ぐらいあり、何件終わって残件数は何件ですか。これからの計画はどう進めていくのかお伺いをいたします。

番目ですが、財政難は理解できますが、原油高により諸物価が高くなってきておりますが、土木工事等について決算見積もりは反映されているのか。オイルショックの時、原油が高くなった時は、諸物価の単価をスライドで認めていたと思っておりますが、今現在は、何も聞いておりませんが、これからどうなっていくのか。例えば、土木積算、標準価格より市場単価の方が大幅に高くなっているのが現状ですが、この様な状況が続けば、土木業者や建設業者の運営が厳しくなっていくと思っておりますが、救済方法は考えているのかお伺いをいたします。

番目ですが、町民の方から、工事の依頼をしていますが、全くしてもらえない。どうなっているのかと、よく聞きますが、これはいったいどうなっているのですか。大きな工事は、国・県の補助金があるので、ある程度進んでいると思いますが、小さな町単工事が予算がないということで、遅々としてして計画や予算をつけていないと思います。町民は、生活安全上、小さな町単工事を望んでいると思いますが、町長は、どの様に考えられますか、お伺いをいたします。

番目ですが、新聞やテレビで毎日のように局地的集中豪雨による災害が報道されていますが、佐用町においては、局地的集中豪雨に対しての対策は万全なのか。先の一般質問でお伺いしましたが、町職員や消防署員にパトロールされると聞きましたが、これだけでいいのですか。大きな堤防もアリの一穴から大災害になると昔から言われていますが、今一度避難場所が、二次災害を起こさない安全な場所であるか、再確認はされたのかお伺いします。

以上、この場での質問は終わります。

議長（西岡 正君） それでは、町長、答弁願います。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、新田議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、合併後の各地域から、いろいろとあった要望力所、要望についての達成率等についてであります。合併当初、農林振興課、建設課に係る旧町からの主要な引き継ぎ事業また懸案事業の内、補助事業あるいは起債事業は、この19年度末までに、ほぼ完了し、あるいは解決の方向性を示すことができたというふうに思っております。

ご質問の、個々の集落の要望案件等につきましては、合併の直後の平成18年度に提出をいただきました「集落の課題事項」に基づいて申し上げますと、建設課では、約420の案件あり、その内、約4割の県事業関係におきましては、内容を説明のうえ佐用土木事務所等へ報告をさせていただき、要望しているところであります。また、農林振興課関係では、約150案件あり、その内、約3割が県事業関連でありまして、同様に県農林事務所等へ報告をし、また要望をしているところであります。

達成率ということですが、両課とも案件の内容あるいは現場踏査をし、精査する中で、地元対応をお願いをした案件もありますし、必ずしも地元体制が、未だ整っていない案件等もありますので、一概に数字では表すことはできませんけれども、町事業におきましては、事業関係者の用地、ご負担等についてのご理解ご協力をはじめとした地元体制、並びに予算措置などの条件整備が整い次第、建設課では、約300弱の案件を、農林振興課では約100件強の案件を、昨年度を初年度とした概ね4、5年で完成し、あるいは目処がつくよう計画をしているところであります。

今後においても、当然、新規の要望も提出されて来ておりますし、県事業の比重も非常に大きいものがありますので、その都度、地元との皆さんとの十分な協議を重ねて必要な事業の進捗に努力をしてまいりたいというふうに考えております。

なお、風水害による災害復旧率はとのお尋ねでありますけれども、16年度災害を含めまして両課のおける復旧事業は、ほぼ完了をいたしております。

次に、土木工事等についての積算見積もりについて、現在の物価高等が、反映されているのかということになります。当然、実施設計にあたりまして直近の積算分掛及び積算単価を使用して積算を行っているところであります。

次に、かつては諸物価の単価をスライドで認めていたが今後はどうかということについて

てであります、町と請負者と締結する建設工事請負契約書の第 25 条、賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更の各項に照らして対処すべきものと考えておりますけれども、いずれにいたしましても、今、現下の状況は全国的なものですので具体的な案件が生じた時点で、兵庫県等の指導もいただきながら協議の場を持ちたいというふうに考えます。次に、工事の依頼をしていても、全くしてもらえない、どうなっているか。という点のご質問であります、最初のご質問でもお答えいたしましたけれども、兵庫県が非常に、まあ厳しい財政状況の中です、県事業においては、中々新規の着工が、工事が進まないというのが現状であります。また、町においても、当然厳しい財政状況という、長期的にはですね、厳しい財政状況を考えた中で、対応していかなきゃならないということでもあります。しかし、住民生活の向上・利便性を確保する意味でのですね、投資的事業は必要というふうに考えておりますので、私も、平素から地域の声に耳を傾けてきて、生活関連を優先してですね、事業を行なっていきたいということで、細かい修繕、改善、改良、そういう点についても積極的に取り組んでいきたいということで、考えております。まあ、そういう中で、一方では、健全な財政運営にも今後とも十分配慮をしていかなきゃいけませんので、その点、バランスを取りながら、住民の皆さん方の要望、地域の要望に応えさせていきたいというふうに思っております。

最後に、避難所の安全性についてでありますけれども、佐用町では平成 18 年 11 月に各戸配布いたしました「佐用町防災マップ」にも記載をしておりますけれども、一次避難所として各地域の小中学校を中心に 15 の避難所を指定しております。

また、2 次避難所として更に保育園や町の集会施設など 24 箇所を指定しております。もとより避難所は様々な災害に対して避難の必要が生じたときに使用する施設であり、水害時の避難のみを想定しているものではありませんが、このうち、100 年に 1 度程度の大雨で河川が氾濫し、浸水する可能性のある避難所ということについては、そういう 1 次避難所におきましては 2 カ所、2 次避難所で 6 カ所あります。

また、佐用町内には背後地が急峻な山や谷川があり、崖崩れや土石流などの土砂災害の危険力所も多く存在をしております。平成 17 年度から県がこれらの危険力所の基礎調査を実施をしておりますけれども、今年度で佐用町全域が終了する予定になっております。これらによりまして、現在の指定避難所の見直しを行う必要があるというふうにも、想定を、予想しておりますので、今後調査が終了した段階で、佐用町全域の危険力所の情報を表示したマップの制作も予定し、避難所等においてもですね、すぐに本当に避難の危険が、避難することにおいて危険のない、また避難ができる避難所というものを現実に即した形で考えていきたいというふうに思います。住民に避難勧告や避難指示を出す場合には、避難所の安全を確認することは勿論ですけれども、更に、その避難所に危険が迫った場合に、避難所の変更をし、移動についても安全な手段を確保するというのも大切でございます。

地震をはじめ、これらの災害から命を守るのは第一義的には個人個人が注意し、危険を感じたら何をおいてもすぐに安全な場所へ、それぞれが避難していただくことも、非常に大切なことでもありますので、集落、地域においてもですね、本当に、何かの危険を想定した場合に、その危険が迫った場合にですね、どういうふうに避難をし、安全を確保するかということについて、それぞれの地域においても、地域づくり協議会等の中での 1 つの大きな課題としても考えていただきたいということも思っております。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君）

はい、新田俊一君。

2番(新田俊一君) まあ、丁寧にまあ、答弁していただいてありがとうございました。
再度、先ほどの質問と重複する場面があるかと思えますけれども、答弁をよろしくお願
いしたいと思います。

町民は、国・県の補助金が付いた工事には、用地やその他について理解をして、協力を
してもらっていると思いますが、負担金が必要な町単工事については、理解をされている
のでしょうかね。数年経過しても工事をしてくれないということで、不満を持っておられ
るようです。合併して資金力のある時に見直して、合併して良かったと思われるように努
力していただきたいと思いますが、町長の見解をお伺いしたいと思います。

議長(西岡 正君) はい、お答えください。はい、町長。

町長(庵道典章君) あの、町内の、特に、例えば道路におきまして、非常にたくさん
の道路があって、その道路を、全てをですね、町道ということ、改善、改良、いくのは、
早急にしていくことは非常に難しいということで、特にまあ、その道路、合併後ですね、
1級、2級、3級という形で、生活に、まず、毎日の生活に支障がないような形で分類を
してですね、まず1級、2級については、町道として第一時的な改良はやっていくとい
うことで進めております。

まあ、後、そのそういう場合には、当然、町道としてですね、地元負担とかということ
は、求めないと、その町が責任を持って行ってくということ。ただ、後、農道的なで
すね、まあ、第3級路線とかですね、後、林道、農道、こういう点については、そういう
取り扱いにおいて、地元にも負担をお願い、もしやる場合には負担をしていかなきゃいけ
ないとか、お願いしたいとかですね、そういう点もあるわけですけども、まあ、特に、毎
日の生活の中で、未だ、車が入らない所とかですね、舗装がされてないところ、そういう
生活道路については、何とか、もう早急に、これは全部完了させていきたいということで、
今、自治会長会なんかにも、そういう所があれば、直ぐに申し出てくださいということで、
申し出ていただいて、即対応してありまして、その点、そういう所も、もうほとんど少
なくなってきたのではないかなというふうに思っております。で、今回ですね、そういう、
その県の、非常に国道・県道、改良お願いしている所もたくさんあるんですけども、そ
ういう所は、今県の財政状況、国の状況の中で、中々一気に進まないし、進捗も遅れ、見
通しも非常に難しいということの中で、町においては、町道を、できるだけ町道を今の財
政状況の中でですね、まあ、町が単費で、町単費でも対応しなきゃいけない力所におい
ても、何とか早く、そういう地域住民から、地域からの要望がある所については対応してい
こうということで、先般も建設課また農林振興課に対してですね、また各地域の支所にお
いてもですね、どういう今、地域からの要望があり、また、町として見て、危険性がある
とか、改良が必要だという所があるか、そういうことをね、もう一度良く現地を見て調査
をしてですね、拾い上げて欲しいと。それによって、必要であればですね、補正予算を組
んででもですね、早く、これを整備すべきであろうということで、財政課とも協議をして、
今、両方でですね、この対応をしていこう。取り組んでいこうということで、今進めてい
るところです。

合併直後に、地域からたくさんの、いろいろな要望力所を出させて、お願いして、ひと
つまとめておりますけども、やはり、その時点においても、各集落の温度差というのがあ
って、後からね、その時には出てない所でも、これはやっぱり対応しなきゃいけないな
というような所もあります。それから、まあ、あまりにもたくさん出て、これは地域でやっ
ていただかなきゃいけないなというような物まで全て入ってる場合もありますし、町では

どうにもならないような、そういう要望も、いろいろあります。しかしまあ、実質それをきちっと精査した上で、本当に今、毎日の皆さん方の生活の中で必要な事業においてはですね、事業においては先ほど言いましたような形で、早く取り組むべきだということで、今、やっておりますので、検討しておりますのでね、ひとつよろしく願いたいと思います。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田俊一君。

2番（新田俊一君） まあ、非常にこう安心したような答弁をいただきました。実際にまあ、生活で必要な所で、力所についてはね、ちょっと無理してでも、早く完了して、補正予算組んででもしていただけるというように、こう力強く思ったわけなんですけど、是非、その様をお願いしたいと思います。

次、もう1点ですけれども、他市町では、入札最低価格を5パーセント以上底上げして入札を行い、業者の保護を図っておりますが、佐用町においては、どの様に考えておられますか、お伺いします。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） ええっと、ちょっとお聞きするんですけれども、入札の何を5パーセント底上げということですか。

2番（新田俊一君） 例えば、建物とか道路とか、いろんな工事についてね、入札の最低制限価格いうものを、5パーセント他市町では値上げされておるんですけれども、佐用町ではどうなっているんでしょうかとお聞きしたんです。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 最低制限価格、この辺はですね、まあ、積算があります。その積算というのは、それぞれ積算単価、これはまあ、現在の、非常にまあ、いろいろ物価なり資材が上がっているという点はあるんですけれども、それに100パーセント、今の時点を全て反映できてるかどうか、その今言われる難しい、違うんじゃないかというご指摘もあるんですけれども、やはり担当者としては、直近の、一番近い、その積算単価で、積算をしております。だから、それに基づいて、町としては、その事業がきちっとできる、その事業費、担保できる事業費、それを最低制限価格として、最低制限価格を設ける場合は、最低制限価格として設けております。ですから、最低制限価格を、その底上げするというような考え方で、元々の積算が、当然、それにスライドして上っているということが、ひとつ前提なんですけれども、それがですね、中々物価の上昇が急で、もうそういう物が反映されてないということであれば、それは、そこを加味して、制限価格、最低制限価格というものも考えなきゃいけないというふうには思っております。ですから、一律にね、5パーセント上げるとか、そういう10パーセント上げるとか、そういうことは、ちょっと、これは、その制度としてもおかしいですし、今のところ、私は、そういうことは考えてはおりません。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田俊一君。

2番（新田俊一君） 市場単価をよく調べていただいたら分るんですけども、積算標準価格よりも、市場単価の方が20パーセントから50パーセント、こう高いようです。そういった市場単価、今さっき町長が、ちょっとこう調べられたとおっしゃったんですが、実際に、例えば、まあ例えば、ヒューム管ならヒューム管が1本ありますはね、これが昨年が一昨年当たりだったら、何ぼのかちょっと分りませんけれども、2万円程度の物であれば、恐らく4万円から5万円ぐらい近くになっておるといような状況があるようです。だから、そういったことを考えておりませんやなしに、やはり、そういうことは、もうちょっと精査していただけないものでしょうかね。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） これは、建設課、担当課担当者にもですね、いろいろと私も話をし、指示もしているところなんですけども、その実際の市場価格、現在のね、そういう材料なり市場価格というものを、これも頭に入れてね、実際に、その積算していることが、実際に、その単価で可能なかどうか、こういうことも、やはり、ひとつの考えた上で、設計、積算をすべきじゃないかなと。ただ、やっぱし、担当課の話を聞きますと、当然まあ、その誰がしても同じ価格になっていかんきゃいけないと。だから、そのために、標準、きちっとした単価表というものが、その更新をされてですね、ですから、今新田議員お話のような昨年、まあ、1本のヒューム管が2万円が入ったのが、それをいくらで積算していたか。それが、例えば、実際には、施工業者の方には、2万円が入っていても、積算では、例えば標準単価では3万円なら3万円でなっていたと。それが、現在においては、4万円、実際には、業者の方に4万円。それが、逆に積算単価では3万5,000円の単価で出てるとかね、そういう違いというのは、中々、その市場の、その競争の中でね、需要があったりなんかすれば、安くなったり、安く入ったり、高くなつたいうのがあるんですけども、積算単価と、実際に入ってくる単価、その差というのは、中々つかみ切れないところが当然ありますよね。担当者も、やはり、どうしても、それは、積算表、単価表という物で、積算をしていかないとですね、仕方ないということなんで、その辺が、実際市場価格等の、やっぱしにも、関心を持って、これは、やっぱし、現在では、積算単価としては、この単価で入っているけれども、実質これぐらいな単価しか入れないんだと。入ってないと。納入できないというのであれば、その辺は、その今言われた、町の方で、予算を予定価格を、例えば決める時にもね、予定価格においても、その当たりを勘案して、予定価格を、最低価格だけじゃなくて決めてますから、そこは、その設計以上を見ることはできません。当然。だから、設計を上限として、私は、それなりに、その状況を踏まえた上で、予定価格を設定をするということ、その辺は、私なりには、考えてやっております。ですからまあ、ただ、今言うように最低制限価格というようなものは、一律に決めたり、予定価格を一律に決めるものではないということもあるんですけども、設計そのものは一律につくっておりますのでね、その点、非常にまあ急激にね、こう物価が上ってしまうと、中々それが反映されないところもあることは、認識はしておりますけれども、それを町の方で、直ぐにね、加味して設計価格、単価価格以上にですね、予定価格を決めるというふうなことは、これはできませんので、これはまあ、ご理解いただきたいと思えます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田俊一君。

2番（新田俊一君） まあ、町長のおっしゃっていることも、分らないわけではないんですけども、まあ、いつも我々のスプーンでお話するわけなんですけれども、原油の高騰によりまして、全ての物が、こう値上がりしておると。そやけど、きっちり、そういった物が入札に反映はされていないようにも思えるので、お尋ねしたところでございます。まあ確かに、入札予定価格で落札している工事もあります、普通で考えても受注業者は赤字になっているように思われます。町内業者は国の施策もあると思いますが、工事の発注が激減し、入札参加業者と多く過当競争になりつつあると思います。この様な状態が長く続けば、業者の倒産、廃業が多くなり、佐用町の活性化が低下、停滞と思いますが、町長の見解はいかがなものでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、あの、確かに、そういう物価が非常に急激に原油高ですね、上がって来たと。そこに加えて土木事業費と言いますか、予算がですね、まあ国県も非常にまあ、削減されたと。特に兵庫県の財政危機、財政再建の案の中にもですね、一気に急激な、その予算が削減される案が出て、それが既に実施をされてきたということで、この地域の経済においては、非常に大きな痛手が生まれ、痛手を被っているというように思っております。ですから、まあ自由経済の中ですから、どうしても、その需要と供給なり、いろいろな仕事と、その体制、事業者との中で、競争が、当然、適正な競争というのは、当然必要、していただいた中で、それぞれが努力していただかなきゃいけないということです、この町が統制経済的に、それを調整してくるといことは、これはできないわけです。ですから、まあ、町としては、少しでも、まあ、先ほど議員もご指摘しているような状況を踏まえた中で、できるだけ、まあ、その1つの決められたルールの中で、反映できるところは、そういう対応、物価高なんかにも対応した反映をしていかなきゃいけないというふうに思いますし、また、町としてできること、これは、先ほど言いましたような町単でも事業としてやっていかなければならない必要な事業においては、少しでも前倒ししてでもですね、事業をやっていくと、そういうことをね、今私は取り組んで、少しでも町の経済にも、こう維持していく上での町としての役割も果たしていきたいというふうにも思っておりますけども、まあ、いかんせん、町事業の元々が小さいですから、やはり国や県の大きな事業というものが、こう事業そのものも少なくなり、予算も少なくなってくれば、それぞれの事業者においても、そういう状況がしっかりと踏まえた上で、やっぱり最終的には、各事業者のいろんな考え方、努力もしていただかなきゃいけないということになります。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田俊一君。

2 番（新田俊一君）　　まあ、先ほど、スライドの話もちよっとさせていただいたわけなんですけども、今あの西播磨県民局では、申出によれば、ある程度のスライドは、ちょっと物によって違うらしいんですけども、認めるんじゃないかということをおっしゃるがね、それと、未だ、例えば、他の高砂市とか丹波市やったところも単品スライド条項の運用が、書いてあるんですけども、全部こう認められてきようわけです。国の方も何か、そんなこと言っておられましたけれども。そういったところで、佐用町の場合は、そういうスライド式っていうようなものは、皆目認めていないわけなんですけども、また検討される余地があるんですか。その辺、ちょっとお伺いしたいと思います。

議長（西岡 正君）　　はい、町長。

町長（庵道典章君）　　非常にあの、工期が長いようなですね、事業においては、その社会的変動によって、物価、非常に大きな変動が出て来るといえることが、それは可能性があるわけですね。そういうことで、今まで、そういう制度というのは、私もあるということは聞いてますけども、まあ、今のように、非常に急激な短い期間でも物価が非常にこう、物価が変わってきたと。経済が変わってきたと。まあ、こういう中で、実際に事業その物がね、赤字、全く最初から赤字と分かって、受けた請負者に責任を持たせてしまうと、負担をさせてしまうということも、これも本当に、それでいいのかという議論はあると思います。ですから、まあ、各自治体が、それぞれ、そういうスライド制ということも、検討されているということであればね、どういう条件の中であれば、そういうことが可能なのか、また、していかなきゃいけないのか。こういうことは、やっぱり町としても当然研究はしていかなきゃいけないことかなというふうに思いますけども、建設課長、そういうことについては、聞いてますか。

議長（西岡 正君）　　はい、建設課長。

建設課長（野村正明君）　　はい、あの、全体的なお答えとしては、町長申しましたように、工事請負契約第 25 条のですね、各項目ということなんですけども、先ほど、まあ議員がおっしゃった関係については、第 5 項に該当すると思うんですけども、まあ、単品スライドということで、特に、この春以降ですね、特に鋼材関係、それから燃料関係ですね、これらについて、今、町長言いましたように、配慮しなさいという通達も国なり県からは下りてきております。ただし、それで大事なものは、今、町長も申しましたように、条件ですね、どういう条件の中で、じゃあ、それが可能なのかと。当然あの、契約ですから甲乙あります。この場合は、片一方は町ですから、逆にこう減った場合にね、減少の時もありますから、高い時ばかり今ご議論されてますけれども、減った時かて、当然、こちらからですね、工事請負の減額ということも毅然として申し上げなければならないということがございます。ですから、ある一定の条件、全体の工事請負契約の中に何パーセント以上の変動があるか。それと、請負業者については、その確たる証拠ですね。購入された、先ほど町長おっしゃったと思うんです。カタログには 1,000 円であっても、実際買った時には 700 かも分かりませんから、そこらあたりの詳細なね、書類を付け合わせることによって、じゃあ可能だなという中で、進めて行くというふうに聞いております。ただし、今まで、私も含めて担当の方に聞きましたら、そういった経験をした例はございませんので、当然まあ、これも町長言いましたように、県ですね、ご指導を得る中で、業者さんとも精査する中で、もし案件があれば対応していきたいというふうに思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田俊一君。

2番（新田俊一君） これにも書いてあるんです。対象資材の価格上昇に伴う請負代金の増額分の内、請負者から請負代金額の変更請求に基づき対象工事の1パーセントを超える額を町が変更するというようなスライドを、ちょっと認めておるようなわけなんですけどね、だから、そういったように、きちっとした検討をすとか、その見ていくとか、対象工事がどうやとかやなしに、やはり全体的に、そういう考え方を持っておるかどうかいということをお尋ねしたかったわけなんです。

議長（西岡 正君） はい、建設課長。

建設課長（野村正明君） ですから、町長答えましたように、契約書ですね、25条の中に謳ってありますから、その条項に照らして対応するという事は、そういった事象、あるいは条件整備的なことが可能で、課題も解決できるのであれば、それ、その方向で対応していくと。県の指導を仰ぎながらね、そういう気持ちではおります。ちゃんと、その契約書に書いとうございますから。はい、それは、私とそこは該当しませんよという契約結んでませんからね。はい。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田俊一君。

2番（新田俊一君） 先ほどから、たくさんこう、お尋ねしてきたわけなんですけれども、やはり、あの、町民の方から要望された、または、是非早くして欲しいというようなことについては、町長もこれから検討して、早く完了させたいというようなお話もお聞きしました。

もう1点ですけれども、私が数カ所避難所を見て回ったり、指定場所を見て回ったんですけれども、必ずしも安全だというような場所は何カ所もありましたが、これは、ちょっとやべえんじゃないかなというような感じのところも大分ありました。そういうのは、例えば、同僚議員の森本議員が、よくおっしゃっておったんですけれども、最近の局地的な豪雨によりましてね、町長が、よくおっしゃるのは、時間雨量が60とか70とかというような話はよくされておるわけなんですけれども、今現在はこう、ゲリラ的に降って、時間雨量が100ミリを超えて、120、130というような感じで岡崎の方ですか、ちょっとあれ、麻生さんが失敗して、何か後で謝っておられましたけれども、そういう、その予想もしないような大きな雨が降ってくるわけなんですけどね。

そうそう、今、ここに据えられておる排水ポンプがね、本当にそれで大丈夫なのかというようなことも、やはり、この地域の方にとっては、やっぱり心配な面があるんじゃないかと思っておりますので、その辺も是非検討していただきたい。いただきたいと思っておりますが、ど

うですか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、あの、本当に最近のですね、気象災害見ていると、これまで、ちょっと想像ができなかったような、その100年に1度というような言い方で、まあ、まれにしかないんだということで済んでた話がね、それがもう1年に1度とか、もう全国的には、その時期になるとですね、もう各地で、そういうような100ミリを超えるような豪雨に見舞われていると。こういうことに対して対処をするには、どうしたらいいかということで、今までの設計上、河川においても、いろんな防災施設においても、そういう所までの設計にはなっていないですね。まあ、そういう堤防なんかいしても、河川幅にしても、当然そうですし、そういう中で、本当に、じゃあ安全な所はどうかということですけども、中々その全てがね、100パーセント安全な所というのは、本当になくなってしまっているような状況だとは実際は思います。まず何と言っても人命を、まず第一。人命という。だから、家が浸かって、その家具が被害を受ける。家具が濡れる、床上浸水してもですね、それは大きな被害なんですけれども、しかし、まあ、何とか、人、家が流れてね、それで、また家が埋まって人が亡くなると、こういうことがないように、まず、これを最優先にしていかなきゃいけない。避難所というのは、1つある意味では、災害が起きていた時に、後、その生活が中々こうできない。だから、皆で、どっかに来ていただいて、そこで生活が、当面の緊急的な生活ができるようにするというのが1つの避難所の役割もあるわけです。それから安全な所という、その中で、実際には、その事前にね、そういう危険性があるって、どこかに避難していただくということも1つの避難所なんです。その2つの役割があると思うんですね。で、こういう豪雨なんかの場合に、そのどこかに、その避難をしていく、避難の途中に、もう危険があったり、そういう所に避難してくださいっていったら、かえって非常に危険。人命にとっては危険であるということもありますので、その点を踏まえて、今後その先ほど言いましたように、防災マップなんかでもですね、一番恐ろしいのは、佐用町なんかの地形でいくと、水で流されるというよりかですね、山崩れ、裏山が崩れて、谷川が、こうつかけてきて、家にこう、壊してしまうというような、そういうことが、まあ、一番人命に危険が大きいんじゃないかなというふうに思っております。そういう所においては、日頃から、この間の自治会長会なんかでもお話をさせていただくのは、自分の家の裏は、山が急峻であるとか、そこに杉やヒノキが植えられてですね、これは、もしずっと来たら、山ずれが来たら家が埋まる。被害を受ける。こういう所は、もう雨の予想があれば、早く自分で避難をしていただくと。だから、そういう避難する所は、そういう山崩れの無い、危険のない所を指定するということでね、まあ、避難所においても、ちょっと考え直していかないと。じゃあ、遠くまで避難してくださいというようなことは、中々できないと思います。やっぱり地域、地域でやっぱり避難所というものは、安全な所を確保しておく。その時にどこへ行くかということ、まず頭に入れていただく避難所にしていただかなきゃいけないなというふうに思っております。はい。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田俊一君。

2番(新田俊一君) あんまり長いことしゃべっておったら叱られるんで、まあ、もう最後になりますけれども、町民は、こう重税に悩まされ、年金ははっきりしないし、保険金関係も上るし、税金は年金から天引きされるか、引き落とされてしまいます。もし、税金が滞納すると、何年間、50年も60年も100年もというような感じで、きちとこう、納めていたのに係わらず、何かこう、何かこう、滞納状況で、あれを出せば、直ぐに差し押さえ、競売に掛けてまうと。その人、その人によって違うかもしれませんが、トラブルのないように、遂行してもらいたいと思います。また、町民は生活上、農業生産上、必要に迫られて工事の要望を出されると思います。庵道町長の寛大なる洞察力と実行を期待し、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長(西岡 正君) はい、新田俊一君の発言は終わりました。
少し、お昼が早いですけども、しますか。それとも、もう1名、ちょっと休憩してやっていただきましょうか。

〔「もう1人」と呼ぶ者あり〕

議長(西岡 正君) そしたら、ちょっと休憩させていただいて、3人。35分まで休憩させていただいて、ほなもう1人させていただいて、お昼ということにしましょか。それでは、よろしくをお願いします。

午前11時18分 休憩

午前11時35分 再開

議長(西岡 正君) 休憩を解き、会議を再開します。
休憩前に引き続き一般質問を行います。
続いて、12番大下吉三郎君の発言を許可いたします。

〔12番 大下吉三郎君 登壇〕

12番(大下吉三郎君) 12番の大下でございます。
町民憲章並びに町花、町木の設定等につきまして、町長に伺っていきたく、この様に存じます。

ひとまち 自然がきらめく 共生の郷 佐用、として平成17年10月1日に新佐用町が発足し、その後、町章もでき、町名の「さ」をモチーフにして「両手を大きく広げた町民」と「太陽に映える豊かな緑と清流」のイメージを重ね、将来像の「ひとまち 自然がきらめく 共生の郷 佐用」を親しみ易く表現した立派な佐用町章ができあがりしました。残念ながら、今未だ、その町民の誇りである町花、町木も設定されていないことであります。総合計画の中にもある基本理念をもとに、美しい自然の中にある、旧町ごとの町花、町木は、どう、これから扱っていくのか、ましてや、「町民憲章」は町民2万828人、一人ひとりの重要なおきてではないかと、私は思っております。早期に、これら町章、町木、町花の設定をすべきではないかと、この様に思っております。町長に伺っていきたく思います。

まず1つは、町民憲章の制定であります。

2つ目は、町花、町木の制定。これらにつきましては、美しい自然に恵まれた、歴史と伝統のある故郷、佐用を愛する私たちは、より幸せな明日を願って、この様な、町民町木、

町章等の憲章等の設定をやっていきたいと、私は、この様に思っております。
この場での質問を終わります。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、大下議員からの町民憲章並びに、町花、町木の制定という
ことについてのご意見をいただきました。ご質問にお答えさせていただきます。

この「町民憲章」とは、理想とする町の将来像を目指し、町民一人ひとりが幸せに暮ら
すために、地域社会の一員として果たすべき義務とその規範を示すとともに、全町民がそ
の決意を表明するものであるというふうに考えております。合併後3年を経過し、新聞報
道にもありますように、地方自治体の財政状況は非常に厳しく、本町におきましても同様
ではあります。町民の皆さんや町議会のご協力をいただきながら、合併効果を最大限に
いかす行財政運営を展開する中で、本町の財政は、予断を許しません安定しつつあると
感じているところであります。

しかしながら、佐用町の行政課題に目を向けました時に、ご承知のとおり、合併時の「新
町まちづくり計画」におきまして、地方分権、少子高齢化、経済低成長下における地域活
性化への対応など、社会経済情勢の変化に伴う課題が、今また明確になってきたところで
ございます。これらを受け、平成19年3月に平成19年度から平成28年度までの「佐用
町総合計画」を策定し、基本構想の基本方針として、まちづくりの基本理念、基本姿勢を
示し、「人づくり・自然づくり・出会いづくり・豊かな心づくり・まちづくり」を基本目標
として、山積する諸課題を皆さんとともに、その解決と健全な行財政運営を目指し、懸命
に、今取り組んでいるところでございます。

そうした中、基本計画において、「きらめくまちの基盤づくり」の1つに、大きな取組み
の1つとして「住民参画による自立と協働のまちづくり」のための「まちづくり推進会議
とまちづくり協議会」の本格的な立ち上げがございしますが、今、その「住民と協働のまち
づくりの基盤づくり」の真っ只中でありまして、これらの状況の進展を見つつ、「住民相互の
協働・住民と行政の協働のシステム」が構築をされ、町民の皆さんの思いが、1つの「町
民憲章」や「町花町木」へと、機運が高まっていくことを期待したいというふうに考えて
おりますので、制定には、今しばらくの時が必要かというふうに、私は、考えております。

今後、当然この町民憲章とか町木も制定をしなければいけないというふうに思っておりま
すので、1つの制定をするタイミング、時期としては、区切りの5周年でありますとか、
合併10周年、そういう1つの区切りの時に制定をし、町民、皆の思いを1つにして、で
きればというふうに思っておりますので、ご理解の程をよろしくお願いいたします。

また、旧町毎の町花・町木でありました「花・木」でございますが、地域の「花・木」
として、今までどおり馴染んでいただけたものと考えておりますので、それは、これ
までの町花・町木であった木を大事にいただければというふうに思っております。

簡単でございますけれども、以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔大下君 挙手〕

議長（西岡 正君） 大下吉三郎君。

12番（大下吉三郎君） ありがとうございます。いろいろと合併既に3年を迎える中で、町

章等につきましては、いい町章ができあがりました。ただしながら町長も先ほどおっしゃってありますように、それぞれ町民からの声また町長、19年度から28年度までの総合計画等々の中にも理念という1つの基本方針が出て来ておるわけですが、まあ、これらを1つの中心として、これから町の将来像というものを作り上げていくと。そういった中に、やはり1人を、一人ひとりを大切に、また自然とともに生きる町とか、協働で未来を開く町とか、また新町まちづくり計画等々の中にも、1つのフローとして、いろいろな今後の町政の有り方等々が示されているわけであります。

まあ、ただしながら、まあ、そういった形、われわれ議会に携わっている者、町政に携わっている者は、ある程度、そういった内容等々につきましても理解はできるわけでございます。まあ、ただしながら一般町民等々については、これらどの様になっておるのか、各旧町毎では、それぞれ町花・町木、またそういった町民憲章が旧町等では、皆あっただろうとっております。われわれも、旧上月としても町章というものも、町民の前に掲げて、今日まで取り組んでき、またそれを町民は守って、1つの町としての将来像も見据えながら、一人ひとりが、そのことを守ってきたとっております。ましてや、佐用町として、既に3年という1つの期限の中で、町長も先ほど、いろんな形の中で話しされておりますけれども、もうポツポツ、その様な気運が町民からも、私も聞いております。また自分自身もそうだなと。3年目を迎えて、そういったものを作り上げるべきではないかな。行政も3年目を迎えて落ち着きを求め、また3年という1つの区切りの中で、いろいろと町政の健全育成に取り組んできておるし、これからも安定した佐用町ができあがるのではないかと、この様に思っておるわけです。まあ、そういった中で、1つの2万何がしの住民が、1つの目的に向かって、考えに向かって取り組むという1つの方針、またそういった憲章という1つの掟の中で住民が一同に向かっていける方向の目安、目的、目標というものの表すべきではないかなと、この様に、私は考えて、この質問等々をさせてもらっているわけです。

町長も、いろいろと考えておられるということは、よく分かりますけれども、まあ時期が来たらということでありませうけれども、私と思うのは、町長も、もう後1年という区切りの中で、これらの締めくくりという意味でもですね、新しい、そういった憲章というものを作り上げるべきではないかなと。できれば、今年度中にぐらいには、そういう1つの骨子ができうればいいかなと、こういうふうに私は考えるわけですが、町長に、再度、そのあたりについてお伺いしていきたいと、この様に思います。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、町民憲章、まあ、町の1つの拠り所なる、そういう、その憲章について、まあ、合併を全国いろいろと各市町が取り組んで来た中でですね、合併協議の中で作られているところもあると思いますし、まあ、町花・町木なんかにおいても、そういう合併協議の中で制定をした中で、合併をしている所も確かにあります。

まあ、あの、しかし、どうしても合併をして、やはり町民皆が、そういう1つの思いにならなきゃいけないということで、合併をした中で、カラーがまあ、まちづくり、合併の一番大事な取り組みです。そういう、やはり時間と取り組み、いろんな町民の活動というものを通して、そういう思いを1つにし、憲章をつくっていくという、そういう過程も大事かなというふうに思うわけです。で、まあ、佐用町といたしましては、今まちづくりの基本姿勢という形で、町民の皆さんとともに協働のまちづくりを進めていく。そして、住民参加によるまちづくり推進会議ですね、そのまちづくり協議会を束ねたですね、まちづくり推進会議をもって、ここで、まず住民自治の自治基本条例ですね、そういうものをや

っぱし、まず作っていくべきかなというふうに思っております。

で、そういう自治基本条例というものを基に、最終的に町民憲章というものが生まれて、作っていく、制定をしていくべき形になるのかなというふうに思っております、そういう何時、これを作らなきゃいけないというものでもないと思いますけども、やはり、確かに佐用町という1つの町としてのですね、拠り所となるものを制定していくことは、今ご指摘のように大事だと思っておりますし、ただ、それに対して、一部の、どうしても、これを作ろうとすれば、全員参加と言っても、作り方はですね、まあ、いろいろと何人かの委員さんとか、そういう方たちをお願いして作っていく形になってしまいますので、それを一方的に、これが作りましたから、これ守ってくださいという形だけでは本来の憲章にならないのかなと。住民自治という、その基本的なですね、取り組み、こういうものから生れてくる。そういう1つの過程も非常に大事なかなというふうに思っております、まあ、その取り組みを現在のまちづくりの中でね、進めていかなきゃいけないと、それが、1つの区切りとしてはですね、まあ、何とか、今3年というのも1つの区切りだとは思いますが。ただ、最初の未だ3年というのは、まだまだ十分なですね、その、そういう取り組みが、今できていない。まあ、やっと、少し安定してきて、これから本当に、本格的に、いろいろな課題に取り組むべき時を向かえたという時だと思うんですね。ですから、やはり私は、5年とかね、それぐらいの期間というのは、やっぱり、これいるのかなという感じはしております。まあ、後、町木とか町花にしてもですね、中々まあ、それを1つの物を、これがシンボルだというようなね、町全体に、まあ1つあればですね、今現在ね、いいんですけども、中々そういう町民皆が、それが、既に、日頃から慣れ親しんで町木なり町花にする物という物も、中々直ぐにはないと思うんですね。ですから、まあ、そういう物も、まあ今後の考え方、取り組みの中で、まあ生まれて来た、くればなというふうに思います。まあ、町木っていうのは、町花なんていうのは、非常に難しいですよ。南光、旧南光町なんかでも、町花は、桔梗ということになっているんですけども、実際には、こう後々のね、いろいろな取り組みの中で、町民的には、ひまわりが非常に大きく出て、ですから、私らも合併の時まで、桔梗が南光の町花だということも知らなかったですし、まあ、私とこの佐用町の中のユリを決めましたけども、ユリにしてもですね、中々鉄砲ユリというような昔あったんですけども、そういうユリもなくなってきてしまってますね、ですから、あの、それを1つに決めてしまうというのも非常に難しいところもあつたりします。そういうことを踏まえて、今のところ直ぐに、それを、こう早急に取り組んで決めていかなきゃいけないということではないというふうに、私は考えております。

〔大下君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、大下吉三郎君。

12番（大下吉三郎君） 町長の考えというものについては、今、お聞きしているとおりであります。

ただしながら、それぞれ13まちづくり自治会の方もですね、協議会も立ち上がった中で、いろいろな、それぞれの校区によって、いろいろとまちづくりが、今進められており、ある程度、まあできてない所も若干あるかと思っておりますけれども、軌道に乗ってですね、そういった村づくりがなされているというのは事実であります。

まあ、そうした中で、自治会なり、そういう村づくり、いろんなそういう協議会の中で、この様な町民憲章とか、そういう花木と、町木というような格好の話はですね、町長としては、未だ聞いておりませんか。そのあたりどうですか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） あの、私直接的には、そういうご意見は、未だいただいておりません。はい。

〔大下君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、大下吉三郎君。

12 番（大下吉三郎君） まあ、確かに、憲章というものについては、本当に何年か経つ中で、きちっとしたものが決まっていく、また定められていく、また町民が、それに従っていけるという1つの大きな目標物であり、1つの、一人ひとりが守るべき、町民として守るべき姿のものであるということは、重々承知の上で、まあ、この様なことが、われわれが先導してやっていくのか、また一人ひとりの町民からの声を受けてやっていくのか。いずれにしても、われわれ行政としては、そういった先導をしなければならないなど、この様に私は思っております。まあ、町花、町木につきましてもですね、佐用は、ユリとイチョウとか、上月は、花菖蒲と木犀とか、南光は、桔梗と杉。三日月は、菊ともみじと、まあそれぞれ、まあ、それぞれの過去においては、それを愛着としてやってきましたけれども、まあ1本の佐用町としてやる上に、佐用町としてやる上に、町長もおっしゃったように、私自身も、どの様な町花、町木を選んだらいいのかなということも、今ふっと考えてきておるわけですが、これとした特色のないものが確かにあります。そういった中で、この4町の物を、1町の、こういった物にまとめていくというのは、それぞれ過去の思惑が、それぞれにあるのではないかなと思いつつ、じゃあ、ここで決めるとなれば、何がいいかなと。いうことも、本当に苦慮しているところでありますけれども、いずれにしても、この様な話は、もうそろそろ出して行く、また出す中で、1つの提案をし、またいろいろな町民からの声を聞いていくという、今ここで種まきをすべきではないかな。この様に、私は考えております。まあ、今後行政としても、町長としても、5年という今、お話が出たんですけれども、5年は、少し私としては長すぎるのではないかなと。5年もしなくても、こういった1つの目標、そういった物は、先掲げて行って、それに皆が寄り添って行くということも必要ではないかなと、この様に思っております。そのあたりについて、町長は、これからやっていこうとしているわけですから、まあ、できるだけ早期な内に、早い内に、この様な話をまとめつつ、また、ここで種まきをして、町民一人ひとりの声を伺っていくということも、私は、非常に大切なことであると思っております。まあ、その様な観点から、私は、1つの、この町花・町木・憲章というものについて、改めて、ここで種まきをさせていただき、これから早期に町長として、また行政として、取り組んで行くという姿勢を今後まちづくり、またそういった総合計画の理念等も、きちっと見極めながら、取り組んでいただきたいなど、この様に思っております。

丁度 12 時が来ましたし、あまり長く、半まであるんですけれども、あんまり、町長やってやろうということですから、これ以上追求はできません。したがって、そのことをよく理解していただき、これから取り組んでいただきたいなど、この様に思って、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（西岡 正君） はい、大下吉三郎君の発言は終わりました。

ここで昼食休憩に入りたいと思いますが、午後の再開を午後1時といたしますので、よ

ろしくお願いをいたします。

午前 11時58分 休憩

午後 01時00分 再開

議長（西岡 正君） それでは、休憩を解き、会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

続いて、15番、石黒永剛君の質問を許可いたします。

〔15番 石黒永剛君 登壇〕

15番（石黒永剛君） 15番、石黒です。今回の質問は、お手元に配布しておりますとおり2点について質問をいたします。

通告書を朗読し、この場からの質問といたします。

平等であるべき医療が地域によって格差となり、更に医師不足が加わって地域医療の現場は危機に瀕しつつあります。佐用町においても古くからの医療関係者の献身的な努力によって地域の医療の火が守られてまいりました。その恩恵に浴してきた、その医療関係者の努力も限界にきていると、私は思っております。全国的な傾向としても、慢性疾患の患者が安心して受けられる医療が望ましいと思えます。通院患者の会話の中にも現状に対して、非常に強い不安の声があるように聞いております。

1番、この医師不足、医療問題は、単に地方自治体で解決できるものではありませんが、地域医療の再生、医療格差について兵庫県当局の動向はどうなっておりますか。

2番、町内、医療現場の現状と町民の皆さんの声、また郡医師会からの要望は何か届いておりますか。

3番、地区医療の現状をみて、町当局として、何がどうできるのか。できることがあればお聞かせ願いたいと思えます。

続いて2番になります。さよさよサービスについてです。平成18年12月試行、19年1月と言うておりましたが、実は2月というような指摘を受けております。実施してまいりました、さよさよサービスも定着し、利用者からも好評を得ております。更に、より良いものとするためにも問題点を把握する必要があると考えます。運行上、問題点とするようなものがあれば、お聞かせ願いたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

議長（西岡 正君） それでは、町長、答弁願います。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、石黒議員からのご質問にお答えさせていただきます。

医師不足と地域医療についてのお尋ねで、まず地域医療の再生及び医療格差についての兵庫県当局の現在の動向についてありますが、産科・小児科・麻酔科の医師不足については、県が直接ドクターを雇用したうえで県下の公立病院へ配置する制度が設けられているそうです。また有資格者を登録しておく「ドクターバンク事業」も採用されておりますが、残念ながら県下の医師不足を補えるほどの効果には至っていない現状であります。

また、本年度から公立病院改革プランを医療圏域ごとに策定する作業に取り組むことも聞いております。こうした中、特に佐用町に関連の深い西播磨・中播磨医療圏域における救急医療の確保につきましては、医師不足から一時医療に対応できない医療機関も増えて

おりまして、今後、救急搬送先に苦慮する事態も懸念する現状であります。

次に、佐用町の現状であります。議員のおっしゃるように郡医師会のご尽力に依りまして、現状「在宅当番医制度」などが機能しております。また赤穂市民病院及び赤穂中央病院や岡山県津山市の津山中央病院へ依存しております救急搬送の現状から、先に申し上げました危機的状態が懸念される姫路市を中心とした西播磨・中播磨医療圏域への依存度は、現時点では低い状況であります。ちなみに、平成 19 年度佐用町消防本部による救急搬送先は、町内医療機関 563 人、町外 192 人となっております。そのうち姫路市へは 70 人、赤穂市へ 39 人、岡山県に 67 人などです。また町民及び郡医師会からの要望ということについてであります。医師会からは、いろいろな話の中で、現在の医師や看護師のスタッフが、中々確保できない、そういうことで、非常に苦労しているというお話や、また、経営的にも非常に厳しい状況の中で、今後この町内の医療水準を維持していく上には、公的な支援をお願いしていかなくちゃいけない時代が来るというようなこともお話として聞いております。

今後は、いろいろなまた機会の中で、種種医師会なり医師、そういう医療関係の皆さん方から、お話を聞かせていただき、また町としても現状をしっかりと踏まえるために協議を行ってまいりたいというふうに思っております。

次に、地域医療の現状を踏まえて町当局としての対応であります。町内 4 病院、8 医院、1 診療所と 8 つの歯科及び歯科医院が存在する佐用町では、産科については町外の医療機関に依存している状況ではあります。現状においては、未だ他の地域と比べれば恵まれた医療環境にあるというふうには認識しております。ただ、こうした全国規模の医師不足や西播磨・中播磨圏域での危機的状況は、当町においても近い将来、最も懸念される課題であります。今後とも郡医師会と連携を図りながら、地域医療水準の維持に努めていきたいというふうに思っているところであります。

次に、高齢者の皆さん方の外出支援サービス「さよさよサ - ビス」についての運行上の問題点についてのお尋ねであります。この事業は、合併前に、それぞれの旧町ごとに行われていた外出支援サービスを、新町として統一化するため議会におかれましても、議員全員による特別委員会を組織していただき、度重なる協議検討の結果、現在の制度を決定していただきスタートしたものであります。昨年 2 月の開始以来、約 1 年半が経過をし、平成 19 年度決算において、初めて 1 年間のまとめができて、決算説明資料にもその内容を掲載させていただいております。平成 19 年度中の利用者は 1 万 1,799 人です。地区別の利用状況では、佐用地区と上月地区が約 2,500 人から 2,600 人となり、合併以前から、同じ方式で運行されていた南光地区の利用者が 5,120 人、三日月地区が 1,470 人となっております。今回、この外出支援サービスについては、さよさよサービスだけでなく、旧佐用町で行ってございましたタクシー運賃助成も、若干の手直しを行い同時にスタートをさせました。この地区別利用者は、佐用地区では 8,484 人、上月で 4,861 人、南光で 2,894 人、三日月で 2,277 人となり合計で 1 万 8,516 人となりました。

「さよさよサービス」及び「タクシー運賃助成」の両方を合わせますと 3 万人以上の皆様にご利用をいただいておりますので、概ね必要として利用されている方において歓迎される制度としてですね、定着しつつあるのではないかとこのように思っております。

しかしながら、先に申し上げましたとおり旧町単位での利用者数に大きな特徴が表れております。これは高齢者の皆さんの生活スタイルにも大きく作用されるもので、さよさよサービスの利用者が、圧倒的に多い南光地区でも地区別では徳久、中安地区の利用者が 2,000 人を越えるのに対しまして、三河地区では 694 人と極端に少なくなっております。

医療機関の状況、路線バスの状況、JR 等の駅前に住まわれている方また佐用の中心街のように普段あまり交通手段に不便を感じておられない地区など、様々な、それぞれの地

域の状況があります。

全般的には、相当な経費をかけて実施をしております高齢者や障害者の皆さんに対する福祉事業の一環でありますので、一人でも多くの方にご利用いただくように努めなければならないと思っておりますので、今後とも制度の周知については、いろんな機会を通し説明をさせていただきたいというふうに思っております。

現時点における問題点の最も大きなものといしましては、先ほど申し上げましたとおり、地区別の利用者数の相違により、現在、町内を2分し、月、水、金の地域、火、木、土の地域と分けておりますが、やはり南光地区を含む、火、木、土曜日利用者が多くて、60人以上の利用者で、その往復120回以上の利用となり、運転員の昼食時間も十分に確保できないくらいの状況の時もあります。また、どうしても医療機関への通院が主となるために、午前中に利用者が集中する傾向がありますので、この件につきましては、予約時において、買い物などは、できるだけ午後にまわっていただくようお願いをしたりして、調整をいたしているところでございます。

現在のところ、特別な運行上の問題点はもっておりませんが、特に交通事故防止には、最大の注意を払い、運転員の研修などを実施し、安心して高齢者の方や障害者の皆さんに利用していただける運行を目指してまいりたいと思っております。また本年度、町では障害者や高齢者の外出支援だけでなく路線バス、小中学校のスクールバス、また鉄道を含む町全体の「地域公共交通の有り方」を検討すべく、国土交通省の全額補助を受け「地域公共交通総合連携計画」の策定準備を進めておりますので、ご意見を寄せていただき、この計画が、将来にむかって有効な地域交通計画になるように、ひとつご協力とご理解を賜りたいというふうに思っております。

よろしくお願いを申し上げます。以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔石黒君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石黒永剛君。

15番（石黒永剛君） はい、ありがとうございました。

昨日、佐用地区の戦没者慰霊祭に出席しました。まあ、13年という時間を私は、参加するわけですが、年々お年を取られている姿が印象に残っております。この人達は全て、ほとんどの方が、何らかの疾患で病院に通っておられるのではないかなという思いをしたわけです。そして、また19年の日本医師会主催のシンポジウムにおいて、これから先の生活において一番脅かされるものは何であるかというような問いに対して1位に年金。2番に医療であると。医療崩壊が怖いんだということを現場の医師達が述べております。そういったことを考えてみますと、先ほど、救急医療のことについて少しお話されておりました。救急医療については、これ8月の12日から神戸新聞が連載で5回ですか、地域医療の再生というようなことで、西播磨の現場からというような報道をしておりました。まあ、赤穂の市民病院も少しお手上げの状況が来ているというようなことですけれども、私は、今回あえて、常日頃自分の身に疾患をもっておられる方が、先生の異動で、先生が来られなくなったというようなことで、非常に心配しておられると。救急医療の次の問題かも分かりませんが、少し先を走っておりますけれども、私自身も薬が離せない状況になりました。まあ、そういったことを考えてみますと、高齢化社会に入れば入るほど、この今の今ということも去ることながら、毎日の、その自分の健康というものに関して注意を払わなければならないと。そうなってくれば、信頼できる先生は、薬はなくても、メリケン粉でも、その患者は治るというような信頼関係が、やはり医療の中にあってもいいん

ではないかと、また、そういうことも多々あるように聞きます。何々先生に脈を診てもらったら治ったんだというような話も、おそらく皆さんの中にもあろうかと思えます。そういった意味で、この質問を書かせていただきました。

で、まず医師不足を来たしている理由について、どの様なことかということになるわけなんですけども、少しい尋ねいたします。新臨床医制度について、どの様に把握されてますか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。はい、町長。

町長（庵逄典章君） 国の方の厚生省のですね、方針で、まあ医師の養成について研修制度が非常に、今までの大学病院を中心としたですね、研修医制度から現場と言いますか、臨床を重視した制度にし、また医師の非常に専門化をして来た中で、医師自体がですね、全般的には、やっぱり総合医療の知識を持って、まあ、その医療に当たっていくということを目指した医療研修制度という形でスタートしたと、まあこのことが、まあ逆にですね、現在の医師不足、地方における医師派遣というものが、中々されない。いろんな、まあ研修がしやすい、いろんな医師として勉強がしやすい地域の医療機関に集中していったということで、まあ、現在の医師不足ということが非常に顕著化したということですね。このことは、既に、それぞれ、いろいろと、もう既に言われておりますのでね、現状としては、そういうことだということなんですけども。

議長（西岡 正君） はい。

15 番（石黒永剛君） どうもありがとうございました。

議長（西岡 正君） 石黒永剛君。

15 番（石黒永剛君） まあ今、非常に不足している診療科目が産科と整形と小児科と、麻酔科の話もされてましたけども、あの、どう言うんですか、中には4年で、この問題を解消するというようなことも、こないだの医療フォーラムで出ておりましたね。しかし、まあ、少し楽観的ではないだろうかというような話も、私、このことについて、阪神間の事務長さんとお話した中にあります。やはり、制度を改正して、4年間で元に戻るといようなことは考えられないというような話をされておりました。案外、阪神間の整った医師、病院、そして、その医療リスクが少ない。診療科目にとっては、やはり医者は十分にあると。地方に出たがらないというような状況があるようです。そしてまた、どう言うんですか、報酬面で、やはり地方の病院に出て行った場合には、単価が合わないというようなことも、これは、こちらの現状からも聞いてますし、やはり、阪神間の方からも聞いてます。

今まで、この新臨床医制度ができるまでは、医局には医者がたくさんいたわけなんです。それと、そのお医者さん自身が、先ほど町長述べられておられましたように、診療科目が非常に専門化してきたということなんです。それから、何でも屋の医者がいなくなった。ですから骨折だと、少々の骨折であれば、今までであれば、内臓外科の先生でも対応されていましたが、整形だというような形になってきているんだと。まあ、お医者さん世界も変わってきたということもさることながら、やはり、その地方に出てくる派遣ということになれば、ある程度、診療単価、診療単価じゃないです。あの、医師の報酬によって、かなりあるんじゃないかなという気持ちを、ひとつ持っております。

先ほど、町長が、県の話をしてました。そして兵庫県としては、緊急対策として、2000

年度から若手医師を職員として採用して、指定病院の公立病院に勤務させるというような記事が先般載っておりましたね。そして、その県の医療問題に関して、発せられている恩恵は、この佐用町の方には何らかの恩恵がありますか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） まあ、あの佐用町はね、ご存知のように公立病院を持っておりませんから、こういう県の、今、緊急的な、いろいろな対策については、直接受けられないという状況です。まあ、間接的にはですね、佐用町の中での病院ではない、県立の病院なりにはですね、まあ、医療、かかっているわけですから、そういう面では、まあ、公立病院に対する当面の県の対策ということもね、まあ関係ないわけではないわけですが、町内の医療機関においては、まあ個人の、それぞれの医療機関の努力によって、今、何とか頑張っているということなんです。はい。

〔石黒君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石黒永剛君。

15 番（石黒永剛君） 共立病院にあたっては、昭和 29 年だったと思うんです。先代のあれが建てられたのは。それから、2、3 年遅れて藤綱病院やったと思うんです。それから、今日まで町は楽しと言われても仕方がないというようなことを町長は、先の医療シンポジウムでも述べられておりましたけれども、どうでしょう、いろんな所で、佐用町の財政について、少し安定的な楽観的な、楽観というよりも希望の持てるような数値を出されておりますね。決算数値についても、そういうことから考えれば、ここで少し、やはり、そういう、その病院に対して、何らかの支援という様なものについて、考えてはおられませんか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 地域の、この医療というのは、地域の皆さんに、私達の生活にとってですね、もう本当に、全く最後の、一番まあ、心配な、また安心を得るためにはですね、この最後は病院、お医者さんにかからなきゃいけない。頼らなきゃいけないという大事な問題です。そういうことで、これまで長年にですね、佐用町としても、その佐用郡としてもね、公立病院は持たなかったですけども、その地域医療の水準、維持を確保、維持をしていくためにですね、それぞれ当時の先生方、医師会とも協力してですね、そういう地域医療の充実、発展ということについては、努力をされて来ております。まあ、昔の各個人的な医院からですね、高度な医療機器を備えた総合病院、総合的な病院をつくらなきゃいけないと。時代に合わせて、そういう中から、共立病院という形で、先生方が一緒になってですね、新しい病院を作られました。当時、これは昭和 39 年ぐらいから作られて、40 年ぐらいでしたかね、のことだと思っただけですけども、まあ、その当ても、当然、行政としても、その建設計画に当たってですね、かなりの支援をしておりますし、藤綱、今は中央病院、藤綱病院が、また総合病院化される段階においてもね、新しいリハビリセンターとか、そういう物をつくられる中でですね、行政としても支援をしてきていると。そういう歴史は当然持っております。ですから、これ、公立病院じゃなくてもですね、病院というのは、公共的なものであるという認識は、やっぱり持っていかなきゃいけない

というふうに思っておりますのでね、まあ、現在のところ、それぞれの病院の、それぞれのまあ、病院で努力をして、この様子の水準の確保、高度な医療を提供していただいておりますけど、今後、それがね、中々維持できないという状況が生まれてくれば、これに対して、やっぱり行政としても、やっぱり公的な大事な施設として、(聴取不能)は検討していかなくちゃいけないと。

だから、具体的に今ね、財政的にどうしますということではなくって、どういうことが必要なのかということ、これは、皆さんと相談したり協議した上でのことではないかと思っておりますけども。はい。

議長(西岡 正君) はい、よろしいですか。

(石黒君 挙手)

議長(西岡 正君) はい、石黒永剛君。

15 番(石黒永剛君) あの、かつて、前の佐用町は、旧佐用町は、この議会においても、病院対策特別委員会というような設置した経緯があります。そういう流れの中で、今日あるわけなんですけれども、スタッフの不足、経済的に苦しいと。公的支援ということも出て来たというようなこと。そして、私自身が、今日、これを席に立ってお願いして、話していることは、今、直ぐにどうしなければならないと言うよりも、かもしれない時の、こうして欲しい、その構えが必要だというような立場でお話を、質問していることを、まずお話しておきたいと思います。まあ、人間、一生生まれた所で、生命を終わりたいというのが、一番幸せなことだと思います。ここで昨日9月21日、朝日新聞の、これ全国版に出ておりました。智頭の町長は、ご存知やと思います。中には、この記事を読まれた方もあると思います。十分ではないんですけども、ちょっと不謹慎な言葉になるんかなと思ったんですけども、記事をそのままご披露したいと思います。

智頭町はね、町長は、町には公立病院がない、産科がない。鳥取市で皆お産をしているんだと。何とか産科医を呼んで、この町を子づくりの町として情報発信をしたいというような気構えを述べておられました。ここは、合併せずに頑張っておられている所ですけども。そういった町長さんの姿勢というものもご披露させていただきたいと思います。

先ほど、敏森議員の一般質問の中にもありましたけれども、やはり、思いがあればリーダーの決断で物事がなっていくと、私もそうではないかと思えます。まあ、ひとつよろしくお願いいたします。

続いて、さよさよサービス。これは、まず確認いたしたいと思えます。このサービスは、平成18年12月試運行で19年の本運転と。車輛5台で行っておると。運転手は、当初10人で現在9人だと。19年に1人退職したと。乗車券は1冊3,000円。10枚綴りというようなこと。そして、運転日は月水金。これは先ほど、町長述べておられました。割愛します。火木土。で、まあ、乗車までの乗り降りについては会員登録方式、というようなことになってますけども、10人が9人になって補充する必要はないんですか。

議長(西岡 正君) はい、お答えください。

(福祉課長 挙手)

議長(西岡 正君) はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） ご指摘のように当初 10 人の運転員を確保いたしておりました。その後、1 名の方が体調を崩されて退職という形で現在進めておりますが、今のところ 9 名であります。で、それにつきましては、その 9 名の運転員が、順次変わり合っただけということで、先ほど町長が答弁いたしましたように、まだまだ、その曜日によって、利用の実態が大きく異なるか差があります。ですから、確実に 5 台の車を全数を走らせる日については、運転員が半数になる 5 名を必ず出勤させて、そして、未だ、若干利用者に余裕のある佐用地区の月水金については、時には 4 名になったり、それから予約が多ければ、その組みから違う組から回っていただいて、5 名と、5 台運行するという形で、柔軟な対応をとらせていただいておりますので、今のところ早急に必ず 1 名を増員してというのではなく、何とか今の現状で、当然、利用者数が、これから増えていくと思いますので、その増えた段階では、当然、元へ返す必要があるかと思うんですが、現状では何とか運行できているという状況であります。

〔石黒君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石黒永剛君。

15 番（石黒永剛君） 先ほど、こと細かく利用者数のお話をお聞きしました。毎便ごとの乗車率なんかを出しておられますか。

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） 毎日、それぞれの日報、業務日報を取りまとめておりますので、必ず今日何号車で、どの運転員が何名運んだという記録は、1 年間これ、国交省の方へも報告義務ありますので、全部まとめております。

〔石黒君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石黒永剛君。

15 番（石黒永剛君） 町民の皆さんが、仕組みが複雑だから、ちょっと分かりにくいというような声も聞いておるんですけども、こういった声は届いておりませんか。

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） いろんな声をお聞きするわけなんですけど、これも先ほど、町長が答弁の中で申し上げましたように、今一番安定しているのが、この制度を以前から 3 年間、合併前に 3 年間やっておりました南光地区の関係になるかと思うんですが、19 年度の数値で申し上げても、南光地区ではですね、19 年の 4 月、2 月から初めて 2 ヶ月後なんですけど、4 月の月間利用者が 421 人。それから 19 年度の年度末、ですから今年の 3 月の利用者が 428 人。ほぼ横ばいでありまして、それに比べまして、新しく言うんですか、こういう制度を導入しました旧佐用町の佐用地区では、4 月の利用者数が 164 名でありました。それがこの 3 月では、283 名まで増加してくれます。まあ、徐々に利用者数が増えていくという現状でありまして、特にまあ、高齢者の皆さん方が、やはり電話での予約が分

かりにくいというふうにおっしゃる意見が強いと思うんですが、これにつきましては、広くなった全町を半分に分けて、で、まして5台の車で運行しますので、どうしても時間の時間割と言うんですか、集中的に、その地区の皆さん方をまとめる必要がありますので、非常にまあ、煩雑、電話でご予約いただくという煩雑な手間が生じてくるんですが、それによって、きちっとした運行計画を立ててですね、まして、3時以降に、3時で締め切りさしていただいて、3時以降に再度ご予約いただいた皆さん方については、何時何分頃にお宅までむかえに行きますという電話連絡を申し上げてしておりますので、その辺の取り扱いが、通常のタクシーのように、直ぐ電話して、直ぐ来ていただくという制度ではありませんので、その辺が、分かりにくいというふうにおっしゃるのかなというふうに理解してます。

〔石黒君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石黒永剛君。

15番（石黒永剛君） はい、あの、電話連絡のことも、ちょっと私お聞きしてますけど、お答えになりましたから、述べずにおきたいと思います。

課長、この運行をしている、さよさよサービスのバスに試乗されたことがありますか。

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） あの、実際の試乗はいたしておりません。その、お客さんと一緒にということですね。それは、利用しておりません。

〔石黒君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石黒永剛君。

15番（石黒永剛君） これは、お願いしてきたと思うんですけれども、やはり、その利用者の目線で見えた運行というものが、より良いサービスになると思うんです。

で、まあ、私の方に、たくさんと言うより、他にも、いろんな話が入ってますけれども、後まあ、吉井議員が、この問題されますので、終わりますけれども、佐用町の今、広報の手段というのは、かつてから見れば、非常に格段の差が出てます。テレビあり、それから防災無線あり、そしてまた広報あり。中には、社協の会報でさえ、このことについては、皆さんに伝える手段の1つとして使えると思うんですよ。あらゆる機会に、やはり、このしっかりと、いい施策なので、定着するようにPRしていただきたい。そして、再度お願いしますが、利用者の目線で、この問題を自立させていただきたい。お願いいたしまして終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（西岡 正君） 石黒永剛君の発言は終わりました。

続きまして、6番、金谷英志君の質問を許可いたします。

〔6番 金谷英志君 登壇〕

6番（金谷英志君） 日本共産党の金谷英志でございます。私は、3点。

まず 1 点目に消防の広域化で町民を守れるかお伺いします。

政府は、消防組織法を平成 18 年 6 月 14 日に改定しました。この改定によって、新たに第 4 章「市町村の消防の広域化」を設け消防の広域化を進めることを規定しました。

消防の広域化を行うために消防庁は「消防広域化基本指針」を定めています。この指針には、自主的な市町村の消防の広域化に関する基本的な事項等が定められており、その中で、消防本部の規模が大きいほど災害への対応能力が強化され、組織管理及び財産管理等の観点から望ましいとし、管轄人口の観点から言えば、概ね 30 万人以上の規模を目標として、平成 19 年度に、年度中に都道府県が推進計画を策定し、策定後 5 年以内、平成 24 年までをめどに広域化を実現することとしています。

消防の広域化で町民の生命・身体・財産を守れるのか。町長の見解を伺います。

この消防の広域化に関する消防組織法改定に対して、衆議院及び参議院から「市町村の自主性を損なわないようにすること」と「現職の消防職員等に情報を開示し、その意見の反映が図られるように指導すること」等の付帯決議がなされています。

県の推進計画に対して、どう本町の自主性を発揮するのか。

「情報の開示」と「意見の反映」はどう図るのか。

次、2 点目に、自然エネルギーへの取り組みについてお伺いします。

風力、太陽光、バイオマス、小水力と言った自然エネルギーは、小規模で分散型の取り組みは可能なため、町レベルでも重要な温暖化対策の 1 つになっています。

太陽光発電では、市民共同発電所が昨年 9 月時点で全国で約 180 基設置されています。風力発電では、自治体自身による山形県旧立川町・現庄内町の取り組みや岩手県葛巻町の風力発電導入とともに、畜産・木質バイオマス推進による 07 年度時点でエネルギー自給率は 78 パーセント、電力自給率は 185 パーセントに至る取り組みがあります。また高知県梶原町では、一般家庭向けの太陽光発電設備設置に対して補助金制度を実施しており、太陽光発電の設置率が町内全世帯の約 5 パーセントと、全国的にも高い成果を上げています。

小水力発電では、農業用水を利用した栃木県那須野ヶ原土地改良区連合などが取り組んでいます。

今年 3 月議会で町長は、「具体的にできるものがあれば、考える」と回答されていますが、町としてエネルギー政策を政策課題として明確に位置付け、計画等の政策枠組みや担当部署、職員等の体制の整備を、まず行うべきではないか。

3 点目に、幹線生活道路整備推進について伺います。

県では、平成 15 年から「西播磨くらしの道」整備事業を計画してきました。この「くらしの道」整備の必要性として、「西播磨地域の中山間地域における一般県道は、地理的条件から建設コスト高、交通量が少なく費用対効果の問題などから、未だに多くの未改良区間が残されている。しかし、一般県道は、地域の生活道路として重要な位置を占め、安心の確保、シビルミニマムとしての道路整備が求められている。そこで、地域の実情に応じたローカルルールにより、日常の暮らしを支える生活道路として整備する」としています。

また、合併協定の「新町まちづくり計画」では「地域の幹線道路網の整備」の項で主な県事業として一般県道、上福原佐用線、上三河平福線等があげられています。

「くらしの道」は、本町では、9 路線の計画です。10 年計画の半分以上を過ぎており、確実な計画の推進を県に求めていくべきではないか。

新町まちづくり計画に掲げた県道整備も約束を果たすべきではないか。町長の見解をお尋ねします。

議長（西岡 正君）

それでは、答弁願います。町長、はい。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、金谷議員からのご質問にお答えさせていただきます。

まず、消防の広域化で生命・身体・財産は守れるのかとのご質問であります。消防広域化の本来の目的は、災害や事故の多様化及び大規模化、都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化等の消防を取り巻く環境の変化に的確に対応し、今後とも住民の生命・身体及び財産を守るという消防の責務を全うするために、消防力の強化による住民サービスの向上や消防に関する行財政運営の効率化と基盤の強化を推進することにあると思います。そうすることで、当然広域化にすることによりまして、消防力が低下することがあってはならないわけでありまして、また、本年自治体消防制度が 60 周年を迎えたところでありまして、消防の精神は広域化によって変わるものではなくて、市町村が消防防災の第一義的な責任と権限を持つという自治体消防の原則が確認されており、国会の付帯決議に反映されたところでありまして、さて、新聞報道によりすでにご承知の事と思っておりますけれども、9月1日現在、全国の35都道府県で消防広域化推進計画が策定されておりまして、広域化に向けた運営計画の検討がなされております。

兵庫県は、消防広域化については県主導でなく市町の自主性を損なわないように進めるとの配慮から、ようやく本年7月14日付けで兵庫県消防広域化検討委員会の室崎委員長名で広域化の組み合わせ素案が示されたところでありまして、この素案は、現在の兵庫県内30の消防本部を11消防本部にまとめるというものでありまして、北播磨5市1町、これは、西脇、三木、小野、加西、加東市、多可町はであります。この北播磨5市1町は、消防本部統合に向けた協議を進めることに合意したというふうに新聞報道がされております。佐用町は、相生市、赤穂市、たつの市、宍粟市、上郡町、太子町とともに西播磨区域で1つの消防本部体制を構築するというものであります。この場合の管轄人口は、28万4,000人余り、面積は1,567平方キロという広大なものとなります。県下2番目の広さを管轄することになるわけでありまして、

佐用町としてこの素案について、次の3点について検討をいたしました。

1点目は、迅速で効果的な出動による住民サービスの向上について。

また、2点目につきましては、人員配置の効率化による現場体制の充実・高度化について。

3点目は、財政・組織面での消防体制の基盤の強化についての3点から検討いたしました結果、西播磨1消防本部案では、小規模本部の集まりとなり、管轄区域が拡大され、今後、発生する課題の解決にはつながらないのではないかという回答を提出したところであります。

しかしながら、平成27年度までに整備が必要とされる消防無線デジタル化の対応、各種施設整備及び組織管理の課題とあわせて消防力の充実強化は、今後、佐用町においても避けて通れないものであります。地域の消防ニーズの向上を図ることが基本目的であることを再認識をして、それぞれの課題を整理しながら慎重に議論を深め、広域化のメリットをあるものにしていく必要があるというふうに考えております。その過程においては、当然の事ながら議員の皆様はじめ、消防関係者や住民の皆さんの意見を求めていくというふうに考えております。次に、全国各地でゲリラ的集中豪雨が相次いで、8月29日には愛知県岡崎市で時間雨量が146ミリを超える猛烈な雨が降って、甚大な被害が発生しております。7月28日には、神戸市灘区の都賀川で、上流域の豪雨によりまして急激に増水して、学童保育で訪れていた幼児が流され、亡くなるという悲惨な事故も発生しております。こうした気象現象、異常気象現象が、世界的にも発生し、規模で発生し、気象災害が多発

しているという現状を踏まえて、危機感を持って、今地球規模での地球温暖化対策ということが求められている状況であります。

そして、今その中で、私たちができることは、温暖化の原因とされる二酸化炭素、CO₂の発生を抑制することが、まず大切であると考えておりました。町においては、その1つの取り組みとして、今年6月から町内大型店舗の、それぞれの店舗のご協力を得て、レジ袋を廃止し買い物袋の持参運動も展開をしています。

議員ご質問の自然エネルギーへの取り組みでございますけれども、エネルギーの有効利用、資源リサイクル、環境問題の発信等、良好な環境の維持と地域の持続的発展を目指した循環型社会を構築するために、現在、まちづくり課と住民課において、エコハウスや兵庫県環境担当部局のご指導を得まして、佐用町に適した循環型社会の取り組みについての検討中であります。豊かな自然を後世に残していくための「環境」への関心を高めて、生活の中で実践していく事をめざして、今後、先進地の調査などを行って、研究を深めていきたいというふうに考えております。

次に、「くらしの道」事業についてのお尋ねでございますけれども、本事業は、中山間地域の生活道路としての一般県道を平成15年度より、以後10年間ですれ違い困難・危険力所等の解消を図る目的でスタートをし、本町においては平成19年度末までの過去5年間において9路線、49箇所、整備延長約4,700m、事業費約6億の取り組みをいただいております。当初計画から言えば、当然残事業があるわけではありますが、危機的な県財政対策としての新行革プランの中で、従来の「くらしの道」事業特別予算措置枠が現段階では不透明となっております。今後の事業推進にあたりまして、事業費縮減のあおりを受けた通常の県単独事業対応となる見込みであり、でございます。非常に厳しい状況ではございますが、その整備手法の機動性、自然環境の保全、整備コストの縮減、自然環境並びに生活環境の保全という観点から、この「くらしの道事業」は優れた事業と理解をしておりますので、残事業力所の早期事業着手をいただきますよう引き続き県に強く要望していききたいというふうに考えております。

次に、新町まちづくり計画に掲げた県道整備についてのご質問でございますが、国道2路線及び一般県道上福原佐用線と上三河平福線並びに「くらしの道」緊急整備事業が特記されております。

「くらしの道」事業については先ほどの述べさせていただいたところでありますが、次に、国道等につきまして、国道179号においては、事業着手済みの三日月駅前周辺の自転車歩行者道の設置事業、事業採択を目指しております徳久バイパスの事業また事業採択済みの佐用坂歩道設置事業など、また国道373号では円光寺バイパス事業の最終段階に入っております。また中上月における踏切改良と歩道設置事業に関する測量業務、平福、延吉地区の歩道設置事業の推進をはじめとして、災害防除事業、橋梁補修事業に向けた調査測量事業並びに通常の維持補修等々、県としての県事業として鋭意取り組んでいただいているところであります。

一般県道上福原佐用線は合併支援道路の位置づけで、整備計画に記されており、また町の支援策としての地域調査事業も組み入れながら早期事業着手を目指しております。また一般県道上三河平福線におきましても合併支援道路の位置づけで、3工区それぞれ県単独事業、公共事業等々の支援を受けて歩道設置事業、拡幅事業また待避所設置事業等の事業に取り組んでいただいております。

いずれにしましても、県の厳しい財政状況下での投資事業で、投資的な事業として、今後、思うようには進捗しない側面もありますが、先日も、直接、要望等、県知事にもお願いをいたしましたし、今月下旬に再度お会いする機会もあります。それぞれ要望を重ねて来まして、まず県としても約束どおり、また計画どおりですね、この事業の推進に当たっ

ていただきますように、努力をしていきたいというふうに思っております。
以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） まず、消防の広域化についてですけど、まあ、町長の今の答弁では、指針、素案は出たけれども、小規模の消防署の集合体であると。あまり広域化のメリットはないようにいうことなんです。これ、まあ検討するということですけども、その消防の広域化についてね、その素案の中でも住民サービスの向上で消防力が向上するとあるんですけども、1つの、その消防職員が充実されるとあるんですけども、素案の中で、職員の充足率、兵庫県で消防本部全体では、67.8パーセント。全国平均で、76.0パーセントの職員の職員の充足率ですけども、佐用町の職員の充足率はいくらでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、消防長。

消防長（加藤隆久君） 佐用町ですらね、53パーセントでございます。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） 金谷英志君。

6番（金谷英志君） 今でさえね、職員が53パーセント、広域化になったら全体としては、職員が例としてはね、30万人の広域化した所があるんですけども、名古屋市ですけども、名古屋市では、消防力、人口30万人、例があるんですけども、基準では、その名古屋市では、4台の消防自動車の保有が必要だった。けれども、1台不足の3台の消防車を保有している近隣の6自治体が広域化により新たな消防本部を結成した途端に、30万人以下の消防本部となったために、14台の消防自動車で基準を満たすと。全体では、今まで14台。14台あったものが、14台で基準を満たすことですから、6台で足りてます。逆に7台、その消防の自動車がね、減らされる、基準は、広域化したことによって満たされて、結局は、その本部には、その全体の基準としてあった数があるんですけども、これを見たら、結局、広域化によって、佐用町の、旧で言うたらね、その佐用町の消防署の台数なんかは減ってくるということは考えられると思うんですけども、いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、消防長。

消防長（加藤隆久君） 今のご質問ですけども、私とここにある消防車両ですらね、最低当然必要である車両は今あるわけでございます。最低の台数はね、だから、当然、それはですらね、減るといふことは、私は考えられないというふうには思っています。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6 番（金谷英志君） 基準を満たす以上に、やっぱり 30 万人の基準があって、その中で、消防自動車なんかも確保しなさいという基準ですから、それ以上に、また、結局ほんなら、その広域化してもね、広域化の大きな目的としては、財政的に、どんどん減らしていくということですから、それでしたら、あまり目的に、そのお金を減らすということにはね、なっていない。もっと充実するとなれば、その基準以上のものを、やっぱり佐用町でも確保できるということになってくるんでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 現在、その 1 つの基準という中で、どことも非常に厳しい財政状況ですから、その全てね、充足したものではありません。ただ、これは今後、じゃあ、今佐用町 53 パーセント今、消防長が言いましたけれども、まあ人員をですね、今の倍近くにまでしてね、それだけの財政、毎年大きなお金を掛けれるかと。維持できていけるかということになると、それは、もう難しいと思うんですよ。ですから、それは、広域化によって、私は、そういういろんな事態の場合にですね、それぞれ広く応援体制が、何と言いますか、広範囲の中での要員の確保ということも、ひとつ広域化の中で考えていかなきゃいけないというふうに思っております。ただ、今、県がやっぱり、ようやくですね、広域案を出されて、その中での各消防署本部のですね、話しの中を聞いてますとね、逆に、まあ、1 つの基準に合わせていく。例えば、今回、姫路市が入ってないんですけども、今のような、たつの市にしても揖龍ですね、相生にしても、赤穂にしても、それと中核的になるような大規模、規模のある消防本部ではないと。まあ、それが、一緒になってもですね、中々 1 つにまとめていく、この力というのがないんじゃないかと。で、やはり、姫路市というね、いろんな防災面だけではなくって、全て行政面での、この西播磨の、この西播磨の中核的な都市と一体的にやっていかなきゃいけないんじゃないかというようなことを、私は、考えているわけですけども、しかし、そういう中で、話を聞きますとね、非常に今の現在の各消防、私とこの佐用だけでなくって、消防本部を車両にしてもですね、人員にしても、今よりかずっと増やしいかなきゃいけないんだというようなことを、今、話が出ておりますね。それは、今の現状の中でね、広域化をして、その機能強化ができる、することが、何も悪いことじゃないし、できればいいんですけども、そんなに人員を大幅に増やしたりですね、車両機材を増やしてですね、財政的に今以上の、かなり増えた、増やした財政をね、この中で、こういう、いくら、生命財産を守るという、1 つの大きな命題があったとしてもですね、それを、実際に可能にしていけるのか、維持していけるのかということがあります。ですから、私も、この消防の広域化についてね、そういう具体的な話になって来た時に、そういう問題が生まれてくると、この点については、今後、それぞれ、今の実際、どこも一緒に、そんな体力的に、もたないではないかということになればね、難しいんで、十分に、これは協議を研究していかなきゃいけないなと思っております。

ただ、私が、まあ、私も、この消防本部の広域化ということは、かなり以前から西播磨の市町長会等の中で、提案をさせていただいたり、話をして来たところなんですね。やっと、こういう問題、具体的に出てきたんですけども、その 1 つの大きな要因は、これは、その火災とかいう、その消防の問題ではなくってですね、救急医療ですね、中での救急搬送ですね、この問題について、特に医療圏等考えた時に、広域的な消防体制の、救急体制の中でね、的確に、その住民が安心して必要な医療が受けれるような、そういう体制がつからなきゃいけないだろうと。そのことが、一番大きな、私は、住民にとっては、まず第一に大きなメリットではないかなと、そういう思いで話をして来たところです。

ですから、まあ、医療圏なり、今後の医療体制。地域ですね、このことも踏まえた中で、この広域化ということも検討していかなきゃいけないんだというふうには考えております。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） そうでしょうね、その消防は火災だけではなくに、町長言われるように、救急もあるんですけれども、その1つの消防本部となった、広域化になった場合に、そのどうということが懸念されるかと言うたら、職員はね、地方公共団体となったら事務や新たな消防の所掌事務となって、消防事務がかえって増加すると。その事務的なことが増加して、肝心の、その警防職員なり、消防職員の方が、そっちに事務が移ることによって、そっちに人員が割かれてしまうと。ですから、かえって、消防や警防職員については、むしろ減るんじゃないかという懸念があるんですけれども、その点は、消防長いかがですか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。消防長。

消防長（加藤隆久君） 当然ですね、そういう事務は増えて来ると思います。しかしですね、今現在でも、その事務をやっている職員がですね、1つになりますと、例えばですね、私ここで、2人職員が携わっていると、他の本部でも、2人、3人が携わっていると、それ全部がですね、総合した全員が、それに事務に携わらんなんかい言うたら、そうではないと思うんですね、だから、それで、例えば10人ほど、それに各本部合計すると10人携わるようになると。しかし、1つの本部になると6人で済むということになれば、4人が警防に回せますね。私は、そういうふうな計算になるというふうに感じております。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） 金谷議員。

6番（金谷英志君） そういうふうに、今ある職員が確保された中で、そういうふうになるんでしたら、その事務的な職員であろうが、警防職員であろうが、消防職員であろうが、変わらないんですけれども、広域化することによって、全体の職員が減らされると思うんですよ。その全体に、今さっき町長が言われたように、小さな消防署が合併しただけでしたら、その人数も、そのまま確保できるんでしょうけれどもね、広域化することによって、全体の職員が減らされると、それは、もう基準があるんですから、それによって交付税なんかも決まってくるということですから、全体的な国のお金の方からも、職員が減らされるという、広域化によってね、その中でのやりくり、職員の、そのやりくりということになったら、やっぱり、事務の方に割かれてくると思うんですけど、全体の今ある職員が確保された上ででしたら、今の消防長の言われることも分かるんですけれども、そういうふうにはならんのでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、消防長。

消防長（加藤隆久君） はい、現在、あの国の方が言っておるんはですね、現在の署々です

ね、消防本部、署の数、それから職員は減らさないで広域化をするというふうに説明は受けておりますけども。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） そういうふうになるんでしたらいいけども、実際に、その広域化の1つの大きな目的は、その市町村の合併もありましたけども、全体、その市町の、その交付税から来る、お金を減らしていくということは、大きな国の目的があって、広域化せいということでしたら、その佐用町なりが自主的に考えて、これだけ、1つの、いろいろメリットなんかも総務省の方ではあげてくるんですけれども、それが積み上げられていって、そういうふうな広域化ということではなしに、その大きな目的は、その財源を減らしていくということが、根本にあると思うんですけど、これは、これからのことですから、その、そういうことを、私は踏まえてということもあるんですけれども。

それからですね、人員のことで、広域化、いろんなことであって、職員がいろんな所にローテーションして、そのメリットとしてはね、適切な人事ローテーションにより組織の活性化ができる、そういう素案の中でも、メリットとしては、ここに挙げられているんですけれども、そのローテーションはあっても、実際、消防署の職員がね、火事の現場とか、救急で行く時にね、よく分からないなりに行くことが出て来るんじゃないかと思うんですけども、熟知していない地域に勤務することになると消防活動に支障は来たさないか。こういうことも挙げているんですけど、いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、消防長。

消防長（加藤隆久君） 当然ですね、人事ローテーションによりましてですね、地理の分からないような職員が増えるものではないかという、今ご心配だと思うんですけども、全ての職員がね、変わるということは、まず考えられないと私は思うんです。だから、当然、緩やかなですね、人事異動によって、当然、どう言うんですか、必要な共通認識で、広域化される。まあ、どう言うんですかね、地域に馴染めるといふふうに私は思っているんですけども。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） これは、先のことですから、こういうふうに予測されるとかということになりますからね、その見解が、ちょっと違って来るかと思うんですけども、もう1つがね、その職員の職務の高度化と専門化が図れると、こういうふうに素案の中でも、こういうメリットあるから広域化しましょうということなんですけれども、今実際ね、消防学校、まあ、そのがありますね。その県に1つはあると。その消防学校で、専門的な知識なりを勉強なりするんだというようなことなんですけれども、今実際、佐用の消防職員に消防学校に行って、専門的な、どう言うかね、技量を高めるとか、そういうことを、職員の割合としては、どうなんです。全部の職員が消防学校に行って、ずっとそういう専門的なレベルを維持する、そういう研修になっているんでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、消防長。

消防長（加藤隆久君） 消防学校ではですね、いろいろ専科がございます。救急救命士の専科もございますし、火災原因調査それから警防、救助、そういういろいろですね、専科がございます。まあ、あの私とこの事情もございまして、全てですね、研修行かすというわけにはいかないんですけれども。人数の関係で。できるだけですね、職員も、そういう学校に行ってますね、高度な技術を身につけるといことですね、予算の許す範囲、また、人為的な許す範囲ですね、行かしていただいているというのが現状でございます。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） 実際に、あの現実ではね、現実の消防学校では、施設と教官の不足ということが言われてて、実際、今でも、全部、教官、まあ施設があつて、教える人があつて、その各地の消防職員が、そこに学べる、勉強できるということではなくて、むしろ受け入れ側の方でね、施設なり教官の不足が言われている中で、広域化して、ドンドン、それ専門化しましょう言うて行っても、それ体制ができていないんじゃないかと思うんですけれども。兵庫県の場合ですよ。全国的にも言われていますが、いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、消防長。

消防長（加藤隆久君） 兵庫県の場合ですね、現在各本部からですね、教官を職員にですね、教官を派遣してですね、まあ、大きな消防本部から派遣していただいた方に指導を仰いでいるというような専科もございます。また、それから兵庫県の災害医療センター、あちらの方からドクター来ていただいてですね、研修をしていくようなことで、今のところ、私、今おっしゃったような教官の不足ですか、そういうのは感じておりません。

それと、兵庫県の場合ですね、防災センター、学校ですね、これは、建って未だ数年しか経ちませんし、設備としては、素晴らしい設備というふうに私は認識しております。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） 現状でね、そういうふうにきちんとできている、なら、それで、むしろね、でしたらなぜ、広域化して、更に専門化が図れるというようなメリットですかね、広域化して、専門化が図れるという素案の中にも書いてあるんですけれども、今現状でも専門化は十分図れると、施設もあるし、そういう体制だということであれば、広域化の、この点に関してはね、高度な、その専門的な技量が高まるということには、そしたら、広域化によってならんのではないかと思うんですけれども。

議長（西岡 正君） はい、消防長。

消防長（加藤隆久君） 先ほども、私が、申しましたようにですね、広域化になれば、職員

数が、若干、今もお話しましたように増えると。そうすると研修に行く余裕もですね、出て来るということで、私は思っておりますけれども。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） そういう前提がね、その、私は、広域化になれば、全体の職員が減られるし、その事務的な、中央に、中央言うかね、センター的な消防署に集められて、実際の警防なり消防の職員が減られる、その中で、その専門的な研修が受けれる人数が、私は減ってくると、私は、そういうふうに思うんですけども、ええっと、それで、初めも、町長も、その第1回の答弁の中でも、小規模な集団になるから、広域化は、あんまり、その今研究の段階だということで、素案に対して諸手を挙げて賛成だというふうにはないという回答だと、私は思ったんですけども、それで、一番初めに、その基本は、やっぱり、町長、最初に言われたようにね、佐用町の消防をどうするかということであって、それで、佐用町で広域化が必要であれば、その次の段階として、具体的なことを考えるということですけども、1つのメリットとしては、先ほど、救急のことも言われましたけれども、その全体としてね、地域消防のあり方として、やっぱり広域化は、町長は、やっぱり、今、研究段階ということもありましたけれども、今の段階では、どういうふうなお考えでしょうかね。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） まあ、現状見ていただければですね、今のところね、まあ、その救急にしても、火災対応にしてもね、まあ、この特に、今災害等については、地域の消防、非常備消防団の協力、そういう体制が充実している中でね、大きな問題はないと。まあ、そういう対応ができていくというふうに思っておりますけれども、ただ、1消防本部、1消防署ですね、佐用町、こういう、その人数も、署員もですね、定員40人。実際に、署員の高齢化というのも、現実の問題として、大きくあるわけです。まあ、人事交流にしてもですね、中々ここの消防本部、そこだけで、全く、そういう交流もできないという状況ですね。ですから、今のところ、一般行政との交流を図るとかというようなこともして、何とか、まあ内部の人的な活性化も図りたいなということでは努めておりますけれども、やはり、これは限界があります。ですから、それと、やはり今後、その消防無線なんかのデジタル化等が出てきたりですね、財政的にも、非常にまあ、厳しいものがあるわけですから、こういう、その消防、防災活動というのは、特に、どういう事態が起きるか分かりませんが、まあ、その機材とか資材とか、この人材、そういう物は、ある程度広域的な、町の、その境界を越えたもので対応していく、即対応できる様な、そういうことが、住民に対してのね、やっぱり一番安心できると思いますか、サービスとして必要ではないかなと。で、まあ、今広くなったと、合併の中でね、テクノなんかにおいても、そこに消防署があっても、今、非常に前から言われているように、消防署があるのに、直ぐ側へ行けないとか、もう、その非常に遠くからいかなきゃいけない。例えば、三河等においても、宍粟市と非常に隣接してですね、お互いに、やっぱり一番近い所から、即、その人員なり、また車両が派遣できるということが、実際できるんですよ。それができれば。そういう風な対応が、何かやっぱり、境界を作ることによって、中々今、派遣協定とかというのが、今度は結べたとしてもね、中々通常の中では、その区域の中だけの活動になってしまうと

ということですから、私は、まあ、広域化することによって、地域の住民に対して、そういうサービスが向上できる可能性というものは十分ある。そのことがあれば、広域化は当然すべきだというふうに思っております。ただ、今言いますように、ほんじゃあ広域化、何でもいから広域化したらいいかじゃなくって、それには、現在の状況から、非常にまあ、人員も資材もドンドン増やさなきゃいけないとか、例えば、姫路市は、都市的なですね、部分があるわけです。佐用町なんかは、やっぱり、こういう山間部の状況があるわけです。同じような一律のレベルで、一律のことをやったんでは、この佐用町なんかにとっては、逆に、それが旨く住民サービスにつながらない部分も出て来ると思うんですね。ですから、その辺、やっぱり、地域の状況を踏まえた上で、まあ、どこまで広域化できるのかなというところ、まあ、この辺が、今後の広域化に対する慎重な検討しなきゃいけないところではないかなというふうに思っております。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） 今後、検討される中でね、その消防の広域化を国会で話された時に、質問主旨書に答えている政府回答が、市町村は、基本計画及び推進計画に拘束されるものではない。兵庫県は、計画は未だ、素案の段階ですけれども。それから、消防の広域化は、助言・勧告又は指導として行われるものではない。消防の広域化は、市町村の自主的な判断で行われるものである。市町村が、消防の広域化を行わなかったとしても不利益な扱いを受けることはないという政府の回答があるんですけれども、その検討する、される上でね、その自らの荒木消防庁長官が、各市町におきましては、自らの地域の今後の消防防災対策のあり方について検討を行う。こういうことをあって初めて、広域化のことに進みなさいということですから、佐用町としてはね、今後どの様に具体的な検討、行政の中でされていくんでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） これは、市町村の合併とも同じなんですけれども、広域化ということは、佐用町だけで全て問題を、結論し、また考えることではない。相手があるわけです。地域があるわけです。ですから、その中でね、当然佐用町として、大きな支障のあることでは困りますけれども、お互いに協力することによって、その1つの地域全体が、広域化のメリットがあるものにする中では、町としても一緒に佐用町も協力をしていかなきゃいけない。ですから、その今、第1次の素案としてね、県の方から、とりあえず今の広域化の枠組みというものが示されたわけです。で、その示された枠組みの中で、今、各それぞれの消防本部、現場の消防署の担当の者がですね、どういう問題があるかということ、今、よく、いろいろと議論しております。ですから、当然まあ、その担当、関係者、職員が、まず十分に研究をして、まあ枠組みが示された中で、その中でどうだということになりましたらね、これまでは、ただ広域化というだけの大きなこう、広域化という名前だけの中で話がされておりましたけれども、この度は、やっと具体的に枠組みが示された、その枠組みで考えた時に、どういうふうな、やっぱり広域化における問題なりデメリットなり、メリットなりがあるかということ、まず今協議をしております。だから、そういうことを踏まえて、今度、市町長間の中でね、総合的に、これを議論していかなきゃいけない。最終的には、各首長が、いろいろと最後の調整をしなきゃいけないということになっ

てくと思うんですけれどね。はい。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） 次、自然エネルギーに移りたいんですけれども、自然エネルギーの、その前の一般質問でも、その取りあげたんですけれども、その今の段階でね、町長としては、風力なり太陽光、それから小水力といった、これが他の、そやけども、初めの質問でも言うたように、180カ所余りのね、風力とか、その太陽光なんかに取り組んでいる、佐用町として、そのやっていく上でね、その障害になると言うか、その今、言いました、風力なり太陽光なり、小水力のね、問題点は、今の段階で、どういうふうに捉えておられるのでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） これは、あの、自然エネルギーを活用するということですから、やはり障害になるのは、結局、佐用町が置かれている自然状況、その環境の状況ですね、地形的な問題、これが一番の障害です。水力にしても、高低差、急峻な、その水が豊富で、しかも高低差がたくさんあるような地形の、ここ那須とかね、日光の方とか、長野県の方、山岳地帯とか、そういう所では、自然エネルギーとしての水力というのは、かなり、それ程大きな投資しなくても、効率的にできる可能性があるわけですけれども、中々佐用のような平坦、その山間部と言ってもね、山が低くくって、水も低いし、その高低差も中々取れないという所では、非常に難しい点があるわけですね。風力においても、これも常時、それなりの風が、安定した風が吹く、そういう条件が必要になります。これはやっぱり、海岸であるとか、気象状況の中でね、そういう所があるわけですけれども、これも町内の調査ということで、関西電力が、その近くで可能な所、適地というものがないかということでも、佐用町も調査をするというようなことも聞いておりましたけれども、実際、その適地というものは、中々佐用町内にはないというふうには、まあ正式な報告は聞いておりませんが、関西電力、奥の方の山にしてもね、日名倉とかですね、大撫山にしても、それだけの1年中安定的な風が吹くような地形ではないと、そういうことが、やっぱり大きな障害ですね。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） まあ、今の段階で、私もね、いろいろ本も読んだり調べたり、膨大なことで、技術も進んでいきますしね、町長言われたように、風況調査も全国的な調査も地図上で、ここが、だいたい海岸線とかがね、風況調査としては、風力を使うには、良好な土地だということも出ているんですけれども、その技術の進歩によってね、あまり風が吹かなくてもできるし、太陽光については、緯度の高いドイツなんかでもドンドン進んでいるんですね。日本よりも絶対、条件的には、悪い所で、太陽光が、もう普及率がドンドン進んでいるということもあるし、小水力についてはね、その、平野部で、平らな所で、農地の用水路で発電をしていく、先ほど例なんか挙げておる葛巻町なんかでも、そういう平

野なんですね。ですから、佐用町よりも、もっともって条件的にはね、その町長言われるように、不利な条件かと言ったら、そうでもない、技術的にも進んできましたね、そういうことを、町長1人でやれ言うたら大変ですから、私は、今回の質問は、その先ほど、住民課とまちづくり課で、そういう話あっていうことですけど、この問題についてはね。ですから、はっきりと、係りなり、何を作ってね、地球温暖化対策係りとか、そういうようなん作った上でしたら、ずっと、もう話をね、進んでいけると思うんですけども、とりあえずは、そういうような職員の体制なり、町の組織の体制なりをつくっていくことが肝心じゃないかと思うんですけども、その点は、いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） まあ、どちらが先かということで、職員の体制をつくるということもね、そういうこと取り組む1つの大きな意思表示になるかもしれませんが、まあ既に、まちづくり課という課があるわけです。当然まあ、まちづくり課が、町の、そういう今後のエコ対策、それぞれの担当課がありますけれども、全体を統括してね、研究していかなきゃいけないということで、まあ、バイオマスまた、その農業等もですね、これから、一緒になった、そういう有機農業とかですね、そういうことも含めたエネルギーを使わずに、何とか自然的な循環、自然の循環型社会を形成するような、できるような対策、町をつくっていく、そのための研究をするようにということを示して、まあ、今、いわゆる、そういう構想を持って研究している所なんかの資料取ったり、調査したりしてやらしておりますから、まあ、ある程度、そういう関係する住民課でありますとか農林振興課でありますとか、それぞれ一緒になってね対応していきます。ですから、まあ、そういう中で、具体的な1つの事業なんかに取り組む、前段になって来ればね、そういう担当課も置くということも、そういうことも必要かとは思いますが、今の段階で、担当課を新たに設置するという所までは、未だ考えておりません。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） その職員の体制をするということではね、国の、その温暖化対策の推進法で、自治体には、地域の温室効果ガスの排出抑制、事業者や住民に対する温暖化防止の促進を図るために情報の提供を行う責務があるとされて、更に地方公共団体の事務、事業に関する実行計画の実施などが義務とされておるんですね。ですから、こういう実際に国の方から、法として、その事務をやりなさいということですから、それに対応して、やっぱり職員はいるんじゃないんでしょうか。それと、地域の地域性に応じた、温暖化防止のための総合的かつ計画的な施策の策定、これは努力義務ですけど、そういうふうな計画もちゃんと作れというふうなことから、事務として、その役場の職員として、そういう仕事はしなさいということですから、やっぱり、これを、この法律1つにとっても、やっぱり体制をとった上で、そういうことを進めてく、今農林振興課なりね、まちづくり課、住民課なりで、いろいろ話するということですけど、やっぱり、町長、前、さっき言われたように、マイバックなんかにしても、その担当課が、その住民課なりということですから、その農業の用水を使うなら農林振興課ということですから、初めに、その例えば、町の庁舎なりに、その太陽光をつけるとかいうことになれば、その全体的な調整する意味でも、今やっぱり、先、どっちが先かって町長言われましたけれども、やはり先立ち上げる

方が、私は、先じゃないかと思うんですけども、その点、いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 今、あの、やはり、まちづくり課が、そのね、責任、役割を担って
いかなきゃいけないと。今後、まあ、これはやっぱり行政、町としても、非常に大きな責
任、課題だと思っております。ですから、こういう研究をですね、進めていくのが、まち
づくり課の仕事だというふうに思っておりますので。はい。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6 番（金谷英志君） 実際、今、まちづくり課の中で、兼務なりしてやっておられると思
うんですけども、実際、兼務としてね、やれるようなレベルではないんですね。CO₂
の排出量の把握とか、対策に関する計画とかいうのがありますけれども、ありますから、そ
ういうこと、計画策定の手法とかね温暖化対策、関連情報、それから先ほど言われた、太
陽、風況調査とかね、そういうようなんも、ノウハウがある、膨大な情報を、その課で、
やらなくちゃならないということですから、やっぱり、それは、その法的にも策定しな
さい、計画もつくりなさい、ということですから、事務量が膨大になると思うんで、まちづ
くり課の1つの職員が片手間でやれるようなことではないと思うんですけども。

議長（西岡 正君） はい、町長答弁願います。

町長（庵逄典章君） まあ、そういうことに取り組みながら考えていきますので。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6 番（金谷英志君） 次に、道路に、その幹線生活道路推進についてお伺いしたいんです
けれども、その現状としてね、そのくらしの道、とりあえず15年から始まって24年です
けれども、前期でやる事業として位置付けられている所があるんですけども、ですから、
前期としては、もう19年ですから、終わっている、計画の段階ではね、終わっているう
ことなんですけれども、ですから、その進捗状況について伺いたいんですけども、く
らしの道で上から挙げられておるの、宮原上月線、千種新宮線、市場佐用線。それから、後
山上石井線、これは前期の工事でやるという、全体的には、なっておるんですけども、
9路線全部じゃなしに、今挙げた、だいたいの進捗、県としてはね、どれぐらいまで、測
量まで終わっているんか、地元の協議が終わっているんか、進捗状況はどんなものでし
ょうか。

議長（西岡 正君） はい、建設課長。

建設課長（野村正明君） ええっと、その9路線の中の進捗状況ですけども、町長、答弁しま
したように、その力所数で言えばね、半分以下だと思います。半分以下も大分低いですね。

金額的には結構かかっているんですよね。そういう中で、当然、この事業コストの縮減ということと、それから、あんまり、その大きな工事じゃないということとね、効率的な事業が図れるんじゃないかなと思われてたんですけれども、そうは言いながら、やはり対象が多いですからね、結構、ですから用地も取得せななりません。得てして、こういう県道の生活道路として使っている所は、案外ですね、登記上問題がある所が結構あるんですよね。ですから、やりたいし、やってもらいたい言う部分があるんですけど、用地で、まず引っ掛かる部分があります。ですから、全体的な流れでいって、前期も含めてね、僕は半分以下だと思います。進捗率で言えば。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） 進捗率としては、今、最初に町長が言われたように、分かるんです。そのお金も掛けて進んでると分かるんですけど、その、聞きたいのは、今後進めていく上でね、その用地が問題やと。課長、それはそうですね、その県の方としても、聞いたら、用地が解決したら、もう8割方は、この工事は終わったようなものやというようなことも言われますから、その上で、その測量なり終わって、実施設計まで終わっているのかどうかという点ではいかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、建設課長。

建設課長（野村正明君） 確かな数字は、県もですね、割合今、貝になっているんですよね。口が。というのは、その町長も答弁したように、その西播磨のプログラムの中で、このくらしの道は、大きな目玉だったんですよね。議員もおっしゃっておるように。ところが、その特別枠が、この行革プランの中で、完全になくなってます。20年度から。それでも、もっと言えば、22年度までには、つい最近確認したんですけども、予算化は基本的にはしないと。くらしの道としてね。ということは、本当に困っている所、これはせなならんなという部分については、県単で対応しますと。緊急度の高い所から。ところが、そうは言いながら、中々その県単については、18年ベースで言いますと、多分6割あるかないかぐらいじゃないかと思うんです。県単事業としてはね。ですから、どうしても、作るということよりは、守ってくという部分ですから、維持補修的な部分に、その金は行くんじゃないかというふうに思いますけれども、町長、最後の答弁で締めくくりましたように、非常にこう、効率的な事業ですから、鋭意ね、町長を先頭にして、土木、各土木事務所、関係機関にですね、強かに呼びかけていく、これしか、町はないんじゃないかなというふうに思います。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、後4分です。金谷英志君。

6番（金谷英志君） 改めて、まあ、町の、その、県にも言うていくという町長の姿勢ですけれども、これ、その取り上げるのはね、その新町まちづくり計画の中に、合併したら、こう道ができますよと、そういうことを聞いて、町民の方も合併しようで、それは1つの理由ではね、ないですけども、新町まちづくり計画の中に挙げられて、合併して、これ

をやっていきたいと思いますと言うたら、その町民に対する約束です。これはね。ですから、特に、主要な県事業として、先ほど言いました一般県道の上福原佐用線、上三河平福線。くらしの道は、合併したら、これはやりますよということですから、町長も、これはね、約束ですから、ちゃんと推進、今、課長はね、くらしの道として事業はなくなったと言いますけれども、県の行革で、財政的にも苦しい言われますけれどもね、これは県の方に、約束ですからやってくださいと、町長は、もっと強行に、強行言うかね、真剣にもっと取り組んでいただきたいと思いますね。普通の事業ではないんですから、町民に対する約束だと、私思います。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 合併支援事業としてね、取り上げていただいた上福原線また町道上三河平福線、これは、かなりね、それぞれくらしの道のような一部の拡幅だけじゃなくってですね、もう全体的な改良事業として、かなり上三河の方、平福線については進んでおりますしね、それから上福原線についても、町も地籍事業を、まず最初にやって、一緒になってやっていくということで、進めておりますし、それから合併支援事業として取り上げていただいた徳久バイパス等についても、これは県の単独事業じゃないですから、公共事業ですから、これは県としても、これは計画的に、約束どおりやりますと、そういうことで回答ももらってますから、その点については、ただ、それ以外にですね、たくさん今、くらしの道として挙げていた事業、この辺が、非常に今のところ厳しいということでございます。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） たくさん言いますけどね、まちづくり計画の中で、主な事業としては、先ほど町長言われたように国道179号、373号、一般県道、さっき言った2つと、それからくらしの道、もう一杯ある中では限られておる、これだけは合併したらやりますよということですから、改めて、その辺、丁度、これは今まで、その徳久バイパスなりね、三日月の駅前なり、それ約束どおり179号線、373号線、円応寺にしてもやられました。ですから、他のくらしの道にしてもね、ちゃんとやってくださいよと県には、やっぱり言うて欲しいんですね。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 当然、それは、要望して参ります。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） はい、終わります。

議長（西岡 正君） ここで、暫く休憩をしたいと思います。再開を3時といたします。

午後 0 2 時 3 3 分 休憩

午後 0 3 時 0 0 分 再開

議長（西岡 正君） 会議を再開します。

ただ今、松尾文雄議員の方から病氣治療のため早退させて欲しいという届出が出ております。

それでは、休憩前に引き続きまして一般質問を行います。

次は、20 番、吉井秀美議員の発言を許可いたします。

〔 20 番 吉井秀美君 登壇 〕

20 番（吉井秀美君） 20 番、日本共産党の吉井秀美でございます。私は、4 点質問をいたします。

質問の前に佐用町の学校給食にも事故米の混入した製品が使用されていた報道に、大きな憤りを持ったとともに、あってはならないことですが、起きうる条件もあったことを非常に残念に思っています。私どもは、地元でとれた物を学校給食にと提案してきました。以前に、泉平との取引高が高いということで、加工食品頼みの給食ではなくできる限りの手づくりの給食を求めてきましたが、町当局は、泉平の学校給食用食品は、一般食品とは別の基準で作られているので安全と業者側の立場に立った答弁をされました。大変残念な姿勢だと、今、思っています。

それでは、これより通告に基づき質問をいたします。

まず 1 点目に、さよさよサービスと福祉タクシーは、お年寄りや障害のある人の移動手段として優れた施策で気軽に利用していただければと思っています。私ども共産党町議団が、今年の春実施した、まちづくりアンケートの設問の中で、福祉タクシー、ひまわりサービスの事業を元にして外出支援サービスが全町で実施されるようになりました。さよさよサービスの内容を具体的に知っていますかという質問に対して、良く知っているという答えが 11.7 パーセント。だいたい知っている、35 パーセント。聞いたことはあるが、中身は知らない、35 パーセント。全く知らない 9 パーセントというものでした。回答を寄せられた年代を見ますと 60 歳代 21 パーセント。70 歳代 36.4 パーセント。80 歳代以上 11 パーセントというところから見ますと、この回答は注目しなければならないと受け止めています。

そこで 外出支援サービスの内容を聞いたことはあるが、中身は知らない。あるいは、全く知らない。この 44 パーセントの回答を、町長はどう感じられるでしょうか。以下はアンケートに書かれた意見として挙げております。

番目、うちの老人はもらっていない。

福祉タクシーは、遠距離は負担が高い。

以前のタクシー券対応の方がよい。

隔日運行のため、予約が不便。さよさよサービスの毎日運行を求めたい。

当日の申し込みも受け付けてもらえれば。

運行時間の拡大。

利用チケットの値下げ。

タクシー補助額の増額。

タクシー利用回数制限の廃止。

利用券は、対象者全員に配布し、利用時に精算する方式になど、これらの要望に応え

られる立場でご答弁をいただきたいと思います。

次に、雇用促進住宅の入居者は、今一片のチラシで退去を迫られています。入居者と共産党の国会議員らの交渉が各地で行われておりますが、厚生労働省は退去を強要しないなど方針の変更を表明しています。佐用町の現状を伺い、若い人が住み続けられる町にしていくために町長の努力を求めたいと思います。

五反田住宅は戸数が 60 ありますが、現在は 20 戸少し過ぎる、20 戸程度の入居状況となっています。町長は、実態をどのように把握されていますか。

五反田は、住宅だけで 1 つの集落を形成しており、この住宅が廃止されれば、集落が 1 つ消滅し、その上、若い世代が佐用町から転出する事態も生じます。町としては、見過ごせない問題です。町長は、入居者の理解を得ないまま、一方的に行われた住宅廃止決定を白紙に戻すことを求め、入居者が留まれるよう運動を起こしていくことを考えられませんか。

次に、町指定ごみ袋について最近販売されているごみ袋は口が結びにくい。不良品ではないかという声が届いています。クリーンセンターに問い合わせしてみました。従来の指定袋は、請負っているミタチパッケージが中国で製造させていたところ、不良品が多くクリーンセンターでのテストに合格しなかった。そこでミタチパッケージは国内での製造に変えましたが、他の自治体の型を使って裁断しているため、従来の袋とパターンが変わってしまったというものです。私も、今そのごみ袋を使っていますが、前の物より結びにくいと思います。以前、広域議会でもごみの容器にフィットする袋を要求しましたが、聞き入れられませんでした。私は、宍粟市の袋が良いのではないかと考えておりますが、いろいろな考えがあると思いますので、消費者の意見を聞いて改良されてはいかがかと思います。町長の見解を伺います。

最後に、安心して出産できる態勢を早急に整えることを求めて質問します。医師不足問題は、深刻な事態となっています。神戸新聞で赤穂市民病院が市民以外のお産の受入れを中止するという報道があり、大きな衝撃となっています。まず、佐用町民が町外へ時間を掛けて検診、分娩に行っている実態と、周辺自治体の状況を、町長は、どのように受け止めておられるか伺います。

点目に、播磨科学公園としに産科の開設をと要望がありますが、現状を伺います。

町内の病院に共立病院には婦人科を開設しましたが、産科の開設を要望することはできませんか。町長の見解をお尋ねし、以上で、この場での質問を終わります。

議長（西岡 正君） はい、それでは、町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、吉井議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、さよさよサービスタクシー運賃助成制度についてのご質問でございますが、これらの外出支援サービスは、先に石黒議員からのご質問でもお答えをさせていただいたとおり、昨年 2 月から実施して、平成 19 年度中の利用者数は、両方のサービスで約 3 万人となっております。しかしながら、自分で車を運転される方には、あまり関心が無く、当然、認識度も差が出てくるのではないかというふうに思われます。それでも逆に、半数以上の皆さんが知っておられるということは、ある程度この制度が定着しつつあるものというふうに思っております。「聞いたことはあるが、中身は知らない」と言われる皆さんや、今後、新たに高齢者となられる皆さん、また何らかの理由により車の運転が出来なくなる方も、毎年、次々と出て参りますので、制度の PR については、今後とも継続して行って参りま

す。

次に、タクシー助成につきましては、「遠距離の負担が高い」または、「以前のタクシー券の方が良い」ということですが、これは合併以前に旧佐用町で行っていたタクシー運賃の補助と比較されてのことと思いますが、合併により当然、人口も増え、また町域も大変広くなりましたので、タクシー助成に要する経費などを考慮し、また併用して新しい制度として「さよさよサ - ビス」も制度化しましたので、ご利用の皆さんには、それぞれ、その両方に合わせてご利用をいただきたいというふうに思います。

「さよさよサ - ビス」における隔日運行、また前日までの予約等申し込み等につきましても、開始前の特別委員会でも十分に、いろいろとご協議いただきましたが、町の財政負担などを考慮し、また車輛台数を 5 台として、地域を 2 分割して、2 日に 1 度は利用できることとしており、これは医療機関への通院や買い物など交通手段の不便な皆さん方にとっても、なんとか生活を維持していただけるものというふうに理解をしております。

利用チケットの値下げとか、タクシー補助額の増額、利用回数の制限の廃止などにつきましては、これまで議会でも、いろいろと協議いただいたり、説明させていただき、現在の方式を決定いただいておりますので、当面は現在の方式を続けて参りたいというふうに思います。

次に、利用券を対象者全員に配布して、利用時に精算をとることではありますが、現在のところ事務処理上におきましても、事前に登録、利用券を購入していただいた後、利用していただくことが最善と考えております。ご理解をいただきたいと思います。

次に、雇用促進住宅の実態についてということではありますが、本住宅は、当時の労働省の、失礼しました。もとい。

本住宅は、労働者の地域間移動の円滑化を図るために、雇用保険の三事業の雇用福祉事業により設置された勤労者向け住宅として、平成 6 年 5 月から運営をされてきたところであります。

しかしながら、年月の経過とともに社会情勢も大きく変化し、平成 13 年 12 月 19 日の閣議で「特殊法人等整理合理化計画」において、「現に入居者がいることを踏まえた早期廃止」と決定され、その後、平成 19 年 6 月 22 日の閣議決定においては、遅くとも平成 33 年までに全ての雇用促進住宅を廃止するということとされまして、同年 12 月 24 日の閣議決定では、更に平成 23 年度までの廃止予定住宅数について、全住宅数の 2 分の 1 程度を前倒しして廃止決定するとともに、処理を加速するための方策をすみやかに講ずるとされております。これを受けて佐用の雇用促進住宅におきましても、入居者の募集が停止をされている状況であります。先日 22 日に雇用能力開発機構神戸兵庫センターから担当者が来庁されまして、お話を聞きました。この前倒しと言いますか、23 年度までに佐用住宅は廃止される住宅、23 年度までに廃止される住宅の中に入っているということでもあります。ただ、今入居されている方が丁度 30 所帯現在おられて、一番長く、これから今の契約では 23 年までは入居できるということらしいです。ただまあ、その住宅については、事業団として、当時の雇用促進住宅としてつくられた住宅が、住宅として今後存続させるためには、地元自治体に売却するか、または民間売却、民間売却も 1 つの方法として検討がされているというふうに聞いております。

次に存続させるための運動ということについてはありますが、今後の雇用促進住宅のあり方について雇用振興協会大阪支所ということが、今管理されておりますので、協議中でありまして、入居者との状況、今後も佐用町として、あの住宅が、どういう位置付けができるのか、位置付けなのかということを考えて上で、町としての考え方をまとめていきたいなというふうに思っております。

次に、最近販売されているごみ袋ということで、袋上部のカットが変わったため、使い

づらくなって。マチのあるものに改良できないかというご質問であります。町指定のごみ袋の製作につきましては、業者選択を指名競争入札で決めておりますが、19年度発注業者において4回に分けて納品しており、2回目の納品時の抜き取り検査において、一部不良品が見受けられ、業者に原因を追究させましたが、中国工場の製造過程において発生したことが分かって、2回、3回目の納品する袋については、全数国内工場で検査の上、合格品となった分のみ納品させた経過があります。4回目の納品において、業者からの申し出により、国内製造に切換え対応することとなりましたが、同じ規格の抜き金型が無くて、類似品を使用することとしたようです。20年度も同じ業者が落札し、1年間分を発注をしております。ご指摘の上部の開口部の結びしろについて「幅広で結びにくい」などの点については、国産品の機能・強度・品質等を優先した「袋」を採用したので、そういう問題が生じていることは理解しておりますけれども、まあ、今の発注分については、ご理解をいただきたいというふうをお願いをしたいと思います。

今後の課題といたしましては、町においてマイバック持参運動が呼びかけられており、レジ袋の減量化及び資源の節約にご理解とご協力をいただいております。ごみを出す環境も変化をしてきております。計画中のにははりま環境事務組合の構成市町においても、ごみ袋は「手提げ型」「マチ付き」が採用されており、他市町の指定袋と規格を揃えるなどを考慮しながら、コスト削減にも努め、次年度以降の製作分について、使用される方の意見も聞き、利便性、品質性、製造コスト等、検討して、どのような物を採用していくかどうか決めていきたいというふう考えております。

次に、妊婦健診や出産など産科の整備をというところのご質問でございます。

まず、町民の分娩出産の実態でございますが、平成19年1月から12月までの1年間におきまして、出産数は120名の内1時間以内での通院が可能な宍粟総合病院で40名、上郡町の半田産婦人科におきまして21名、赤穂中央病院で17名の方が出産をされております。その他では、比較的短時間の行ける、津山市において12名、姫路市16名などとなっております。ちなみのこの度市民以外の受入れを中止された赤穂市民病院におきましては、昨年は、3名でございました。

分娩出産に関しては近隣市町に依存する医療環境でございますけれども、ソフト面においては県が1万5,000円のところ当町においては3万円までの妊婦健診の補助を実施いたしております。

次に、播磨科学公園都市に産科の開設をということでございますが、現在、県の状況では、産科の誘致は難しいというふうに思っております。

次に、町内医療機関に協力は求められないかということでございますが、平成19年4月から佐用共立病院におきまして婦人科を開設いただいておりますけれども、中々この婦人科においても、経営が大変なように聞いております。産科もということになりますと、もっと経営的に非常に難しい状況で、聞くところによりますと、産科を設置、現在のような産科を設置しますと、年間400人ぐらいのですね、出産がないと、中々産科は設置ができないというような状況でありますので、困難な課題ではないかというふうに思います。

今後、現在協力していただいております近隣市町の医療機関の動向も踏まえ、また播磨科学公園都市への誘致と合わせて関係機関、県などにも、十分、いろいろとお願いをし、できるだけ、その子育て、また出産、そういう対策、環境をですね、整えていけるように、町としても、当然努力をしていかなければならないというふうに思っております。

以上、この場での答弁といたします。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） 20 番、吉井です。再質問をいたします。

1 点目のさよさよサービス、福祉タクシーを、より便利にするためにという点でございますけれども、石黒議員が質問されまして、更に町長は、利用していただくために PR をしていきたいという答弁をされています。1 人でも多くの人に利用していただきたい。こういう町長の姿勢ですけれど、あの、私ども、この間、ずっと聞いておりました、いろいろやっぱり年がいくと、こう手続きに、いろんな煩雑なことがあると、もういいやというようなことになったりして、実は、使いたいのに使えない、使っていない、そういう人が結構いらっしゃるというような状態を見えています。で、先ほどの、ご答弁の中では、隔日運行は、財政問題もあつたり、それから協議をした結果、そういった方式を取ったんだということで、毎日運行ができないという方向でしたけれども、この点につきまして、毎日運行をするためには、どういった条件が必要かなということを考えます。担当の方に聞いたんですけれども、その人員とか車両につきましては、その単純に倍必要になるということはないということで、それから、また実際にお仕事をされている中で、現状で、それが不可能だということも言えないという状況もあるというふうに聞いております。

で、だったら毎日運行しようとすれば、どれぐらいの条件を整えていけばいいのか、この点をお願いします。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵道典章君） まあ、何も条件を考えずに考えれば不可能なことはないと思います。

しかし、今ずっと検討してきたり、説明、いろいろと説明させていただいたとおりですね、高齢者の、そういう皆さん方の生活の中で、こういう制度、町としても、さよさよサービスと合わせて、タクシーの助成制度もしてですね、両方を旨く併用して使っていただけるように、こういうことは、利用者の方においてね、にも協力もいただかなければならないということで、まあ、その制度、毎日運行をするということが必要であると、絶対に必要だということになれば、それがどういうふうになればできるかということも十分検討しますけれども、今の段階で、それは、今、状況、今の制度をですね、できるだけ旨く活用していくように、また利用者にもご理解いただいてね、旨く、それを利用していただくように考えている、そういうことですから、まあ、どうすればいいかということも、答弁については、これは、私は、今のところ考えておりません。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） はい、そしたら、続きまして、1 人でも多くの人に利用していただきたいということで、PR の件なんですけれど、現在、その外出支援サービス事業の周知については、当局どれどれ手段を使っていますか。

〔福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） あ、元々ですね、さっき、先ほど来、町長の口から何べんも説明していただきましたように、19年の2月から開始しております。で、2月段階につきましては、分かりやすいパンフレットをとということで、全戸に配布をさせていただいておりますし、その後も、いろんな老人会等、高齢者の集まる機会では、町長の方からも、度々、この外出支援サービスについては、PRをしていただいておりますし、今回の敬老会のあいさつの中でも、触れていただいたりというような形で、できる限りの機会をとということで、今後、いろんなご指摘もいただいておりますので、できれば佐用チャンネルやなんか、新しいメディアもできましたので、その辺を使ってのPR等も順次進めていきたいというふうに考えてます。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20番（吉井秀美君） さよさよサービスの登録者についてですけど、その利用できる対象者数に対する登録者数を見てもみると、6,332人に対して、登録しているのが1,281人ということで、20パーセントになっています。で、あの佐用の場合は、その福祉タクシーの制度があったので、さよさよサービスに馴染みにくいという様なことがあったんですけど、それも登録数に反映していると思いますが、佐用が14パーセントで、上月が22パーセント、で、よく慣れている南光で25パーセント、三日月で25パーセントということで、全体見ますと20パーセントの登録に留まっているということですね。で、あの、利用の延べ人数は、先ほどのご答弁の中にもありましたように、その通院ですとか、買い物ですとか、いろいろな形で、利用してみて、便利だなということで、何度も利用できるということですけども、知らない人にとっては、非常にこれね、もっと生活が豊かになるのに、せっかくの事業なのに、使っていないという実態もあるということが言えると思います。で、そこで、ネットで、ちょっと調べたり見てみたりしたんですけど、大阪市他ね、いろいろな自治体で、個人個人に誕生日が、誕生月が来る前に、行政の方から手続きの案内と申請書ですね、葉書という様な形で送って、それで、利用したいという登録ね、それを返信されて来た方について手続きをとるということをやっていますね。そういう自治体があります。そういう方法は、本町の場合導入できますか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵道典章君） あ、登録していただいている方がですね、20パーセントから25パーセントぐらい、この原因がですよ、知らないから登録をしていっしやら、できていないという方も、確かにいっしやるかもしれません。しかし、まあ、元々、まあこれは、必要な方に、こう使っていただくということです。ですから、何とかね、別に、無理して、これを使ってくださいということでは、当然ありませんし、必要な方が、必要な形で使っていただくということで、まあ、例えば、私の母親の例ですけども、この制度を、こうして使ったらということで、いろいろと話をしても、タクシー助成制度のこれ使っていると、これの方が、私は便利やから、これを使うということで、選択肢としては、そういう形をしているわけですよ。ですから、その原因、私は、かなりね、必要に迫られている方、本当に必要な方においては、かなりの方が、この制度を利用していただいているんじゃないかなというふうには思っておりますし、また地域の人また民生委員の方の皆さんもね、状況を見て、制度については、また進めていただいたり、その利用についての助言をして

いただいているというふうにも思っておりますしね、ですから、町としては、今、そういう制度全体には、広めて皆さんに知っていただくという、その利用者だけじゃなくてね、にも必要だと思いますけども、必要に迫られている方については、十分にこれは使っていただけるように、今後とも、いろいろな方の協力を得てですね、していきたいなと思っております。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） 事務局としてはどうでしょうか。

それがですね、町長は必要な方、自ら手を挙げて利用するものだと、そういう回答だったんですけど、急に必要になる場合もありますし、私の所にもですね、いろいろこう電話などが入りまして、頼りにしていた運転手であるご主人がね、急に入院しないといけない状態になったとか、そしたら、今まで使っていなかったけれども急にどうしたらいいんだろうと、そういったこともあるんですね。で、私は、両方買われた方がいいですよ。タクシーもさよさよサービスもね、どちらもチケット購入しておいた方が便利でいいですよと言うんですけど、そういったことがやっぱり、知らない。ねっ、サービス内容を知らない、そういう人が、こう、ああいうのがあったんだなというのがね、年齢が来た時に、通知があれば非常に便利だと。親切な、その情報伝達と言いますか、そういったのはすればいいと思うんです。たくさんの人に利用していただくためにね、そのところはいかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） 先ほど、吉井議員は、対象者が全体で 6,000 人余りというふうにおっしゃいましたが、ちょっと今回までに、私も調査すべく問い合わせをしたんですが、いわゆる 65 歳以上、この対象者の中での免許の保有率ですね、も相当な率、相当な人数が 65 歳以上の方でも、今現在免許証を持たれていると思います。で、まして、なお且つ、さっきおっしゃったように、奥さんは免許証がないんだけど、ずっとご主人が家にいらっしゃるんで、どこへ行くんでも、ご主人と一緒に 2 人で移動するからというふうな方も、随分、数としてはいらっしゃると思います。ですから、その中での 20 パーセントという数値は、相当高い率で、していただいているのかなというふうに理解しておりますし、それと、今のあれでは、各集落で全然使われてないという集落がほとんど出て来ておりません。ですから、地元の歩ける範囲の老人会等でも、当然、この話を話題にさせていただいて、ちょっと事前の電話がいたりですね、当初に券を購入していただいたりという、その手間は当然かかりますが、それさえ乗り越えていただいて、一度利用していただければ、非常に喜んで利用していただいておりますので、吉井議員所も電話があったそうなんですけど、今までご主人が、ずっと運転されて、奥さんが全然、その必要がなかったから、そういう情報も知る必要がなかったという形ですね、通常であれば、行政的な手続きとしては、おそらくどうしましょというのは、まず民生委員さんの所へ相談されたり、いろんな形で相談されると思いますので、そういう形には、できる限り、PR はして参りますが、今のところ、事務局としてですね、65 歳以上全員むかえられた方に、通知までする必要はないのかな。特に、男性の方については、ほとんど免許証をお持ちですね、むしろ、私ども、このサービスにつきましては、何とか、80 歳以上で、免許証を持たれる方の免許証の返納

運動にも何とかつなげて、その身の安全等を守っていくための運動に展開できたらなという視点も持っておりますので、まあ PR も含めて、今後検討させていただきたいと思いません。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） まあ、やらないということですけども、年齢が来てですね、その対象になるということをお知らせするというね、そういったきめ細かいサービスというのは必要だと、私は、思います。

それから、ええっと、その予約なんですけれど、今 3 時までの予約ということになっておりまして、それと、土曜日、日曜日、そういった時に予約ができない。これ非常に、こーややこしいんですけども、通常の平日は、その 3 時までですると、後の運行計画を立てやすいと思うんですけど、このところをですね、午後から病院に行ったりした場合に 3 時に終わらない。けれども、例えば、月曜日に予約しなければならない。そういった、いろんなパターンがありますので、その 3 時というのが、まあ、ある程度のラインであったとしても、柔軟に受付をお願いしたい、こういうご意見があります。要望があります。そのあたり、考えていただけるでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） それは、非常に申し訳ないんですが、今、利用者の多い日は、3 時に締め切って、もう運行計画をするのが 5 時半過ぎる場合が往々にあります。で、全て運行計画を作成した後ですね、再度、利用者に、利用日の、次、翌日の利用時間のご案内をしております。ですから、一応、役場、5 時 30 分が定時なんですけど、それまでに終わらない場合も往々にして出て参っておりますので、非常に申し訳ないんですが、今の時点では、3 時というのを厳守させていただきたいというふうに考えます。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） 3 時の申し込み、前日の 3 時までということなのですが、その当日の朝ですね、急な場合に、当日の朝、申し込んだら、午後の利用なら対応できるんじゃないかという意見もありますが、その辺は、いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） あの、確かに、日によってですね、利用者の少ない日っていうのも、当然出て参りますので、その日は、できる可能性はあるんですが、全般的に全て、それを受けてしまいますと、その運行計画というのは、全く立てられなくなりますので、基本的には、非常に申し訳ないんですが、どっかの一線でラインを引かせていただかざるを得んのかなというふうに考えます。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） その辺は、いろいろとですね、工夫をしていただいて、事務局の中でもですね、相談していただいて、通常いつも、そういう使い方ということはできないかもしれませんが、余力がある時にはね、それができるんじゃないかと思いますが。

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） とりあえず、事務局でも、担当者同士相談をさせていただいてますが、非常に申し訳ないんですが、このラインを一旦崩しますとですね、前回、前の時は受けていただいたのに、なぜ今回受けられないのかという、そういう問題の方が大きくなってまいりますので、基本的には、非常に申し訳ないのですが、一応3時ということで、統一見解で、その時間を遵守させていただきたいというふうに考えています。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） それでは、次に2点目の雇用促進の問題ですけど、先ほど、ご答弁いただいたように、雇用促進住宅が、廃止に至るまでのですね、閣議決定とか、そういう経過をお聞きしました。で、そこで今ですね、あの、出て行った方も、かなりあるんですけど、本当に、今年の5月にですね、住宅に入居している人に対して、こういう簡単なピラでですね、今年中に出て行って欲しいと、そういうことで、説明会も何もないんですね。こういうことでは大変だということで、先日も岡本義次議員が聞かれておりましたけど、その雇用促進住宅を出ていかなければならない人達のためにですね、町営住宅を優先的にあげられないかと、入居させられないかというご意見でしたけれど、まあ、その町営住宅の申し込みに行ったら、あなた達のために、あなた達を優先するわけにはいきませんという様なね、ことで、非常に冷たかったという感想を聞いてます。

で、その住んでる若い人達は、あの住宅を非常に立地条件のいい所ですし、廃止するのは勿体ないと。で、公園も広いし、駐車場もスペースがゆったりしているし、是非存続して欲しい。こういう意見を持っています。ところが、出て行かなければならないのだということですね、徐序に人が減ってきているんですけど、今、あの佐用の促進住宅は、今年の3月に入居した人が最後で、4月からは、入居させていないんですね。少なくなってしまった状態で、この夏も中学生の溜まり場ようになって、入居者の声ですが、小さい子どもをね、外で遊ばせていないんですというような、そういう様な状況になってきているということを非常に残念に思います。で、町としてですね、入っている人達、この町民の人達にも、そのバタバタ出て行かなくてもいいんですと。その励ましになるようなことをね、やっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） まあ、先日、担当者が来られた時にですね、まずお話をさせていただいたのは、入居者が非常に不安に思っておられると、そのことについてね、まず、きちっ

と、そういう不安を与えないようにしてくださいと。で、あの、退去についても、今言われるように、文書でなくなるからということだけで、後の説明がないと。で、その話を、まずさせていただきました。で、まあ、この能力開発センターの方もですね、確かに、国の方の取り扱いが、いろいろと後々問題が、それぞれ全国出て来て、対応が、ちょっと遅れているんですと。で、当初、今年度中にとってたのが、23年度まで、それも順次、契約期間を、まず延長しないということの中で、ただ退去先がないのに、一方的に退去させるという様なことは、当然できない。これは、センターとしてもですね、町民、住民、入居者に対しての、まず説明会はすると。説明会をするということの話でした。一応、方針が決まれば、はっきりとしたね。その中で、それから、どれぐらいな期間をとって、まあ退去が必要なら退去という形になる。その退去先についても、町に対しても、いろいろと協力もして欲しいんだという様な話もありました。で、まあ、そういう話だけを聞いて、町営住宅の方をですね、申し込まれたという方も、確かにいらっしゃいます。ただ町営住宅には、入居基準とかですね、まあ、そういう、現在、今住宅の困窮度、そういう緊急性があるかどうかということも踏まえて、まあ、これたくさんの方が申し込まれてますからね、何年か先に、退去が予定されているから、今のうちから入れておいてくださいと、入居したいんだということで、優先をするというわけにはいかないというのが、これは、もう当然だと思っております。それと、そのじゃあ、今雇用促進住宅が、存続されれば、そういう問題が、実際なくなるわけですね。で、その住宅について、当時、平成16年に、これ開設されたんですけれども、まあ、この佐用の雇用促進住宅をつくるに当たりましては、町も、当時、旧佐用町もですね、いろいろと協力もし、またお願いもし、協力もして来たわけです。ですから、町としても、あの住宅をつくるに当たっては、今、前にあります新しい道路、あれも雇用促進住宅をつくることから、あそこに道路を建設したということでした。それから、今、雇用促進住宅の駐車場、これは町の土地です。町が雇用促進住宅に貸し付けて、そこから、駐車料金をいただいているということで、そういう住宅なんかを整備するというのが、地元、町の1つの役割と言うんですか、責任だったわけですね。そういうことで、周辺の整備とかですね町としても、かなり、そういう意味では、投資をして来ているという点もあるわけです。ですから、町としても入居者だけではなくて、あの住宅そのものがなくなればね、今、お話のように、人口的な問題もあるし、集落も1つ減るということもありますし、また土地の利用においてもですね、じゃあ、新しい、よりいい利用方法があるかということも、あるわけです。遊ばしてしまうんでは、非常に勿体ないわけです。それから、もう1つは、この間も担当者にもお話ししましたが、雇用促進住宅と言っても、公的なお金でつくられているものです。そういう、公的なお金を投資したものをね、未だ14年ですね。実際にできて。ですから、まあRCのああいう構造の建物にしてはですね、構造的なり建物の耐久性から言えば、まだまだ耐久年度、耐用年数というのは、寿命があるわけです。ただ、まあ1つ問題は、前にもお話ししましたが、今の生活様式なり、バリアフリー化なんかという様な問題に対して対応ができないと。これは、担当者も、かなり良く分かってて、他の地域の住宅においても、そのことを、まず言われるんだということです。ただ、それを、改修したり、直すということは、基本的に構造的に無理ですから、今のままの状態、どういう使い方ができるのか、そういうことも、そして、町において、あの住宅が、佐用町にとって、まず利用が必要かどうか、そういうものが必要性が求められるかどうかということも踏まえて、雇用促進住宅との、開発センターとのですね、今後の処理の話をしていかなきゃいけない。まあ、その中に、その今の入居者がおられるということも、当然、町としても、やっぱり考慮はしていかなきゃいけないというふうに思っております。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） ええっと、この雇用促進住宅の廃止につきましては、当初は 30 年をかけて、寿命が来たところから、耐用年数過ぎたところからという考えであったものですね、途中からドンドン閣議決定で前倒しをされて来た。そういうことで、あの、この、そして、その上ですね、先ほど町長言われました、その地方自治体に売却できない場合は、一般競争入札ですね、どこに渡っていくか分からない。佐用の場合も駐車場は町の所有ですから、その、まあ相手によってはですね、問題が起こることも考えられます。そういうことと、それから、やっぱり入居者を守るという立場で、その雇用促進住宅機構がとっている、この一連のことがですね、妥当なのかどうかと、間違っていることは、間違っているということで、指摘していかないと、正していかないといけないというふうに思います。で、今住んでいる人の中で、その 2003 年 10 月以前の契約者については、普通借家契約者という扱いになっているんですけど、ここにつきましては、今年中に説明会を開いて、次の更新を拒絶する通知書を送って契約を終了するという一方的な手段をとるんですけど、この普通借家契約者との契約を解除する、その道理というものがあるかないか、その点、町長、どう思われますか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） あの、これも、借家法に則ってですね、法的には、その入居者の権利も、当然守られるものは守られているというふうに思いますしね、そういう、その法律来てな問題じゃなくって、実際の問題としてね、入居されている人に、いろんな不安なり、迷惑、その人達が、どこに行ってもいいか分からない様な、状態では、これは、そういう状態をね、促進住宅の廃止ということだけの中で、強制的に一方的には、やっては駄目ですよ。やらないでくださいよということは、この間も話しておりますから、その辺、その、どういう国、説明会においてもね、十分説明をして、どうしても国の制度として、その住宅機構がなくなってきた、既に、もうないわけですね、雇用促進事業団というものがなくなったわけですけども、そういう中で、じゃあ、どうしていくのかという話しをね、やっぱり入居者にも、きちっと良く理解してもらおうように話してくださいと、説明をしてくださいということを話ししました。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） あの、全国に、たくさんの雇用促進住宅があるんですけど、今、そういう人達と、共産党の国会議員が交渉している相手というのは、舛添厚生労働大臣なんです。で、ここんところで、これまでの方針を説明会を全国で開いてからに、開いた後に、事務を進めていくとか、強制的な退去は迫らないとか、そういった今、この厚生労働大臣が、姿勢をね、変えてきておりますけれども、そこと、やっぱり交渉していかなければならないという様に思います。で、あの、佐用の雇用促進住宅の居住者は、皆さん若いですし、中々そのどこに何を相談しに行ってもいいか分からないという様な状況で、そういう所で、町長は、やっぱり、彼らをですね、励ます立場に立ってね、町長も上に対して、

強制的な執行はしない。住居を守ると、そういう居住権を守ると、そういう立場で、署名運動なりですね、要請書なりですね、そういった運動を起こしていただきたいと思えますけど、いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 署名運動なり、そういうことは、するつもりはありませんけどもね、昨日、この間も、来られた時にも、そういうことを、まず十分に配慮してくださいという要請もしておりますし、国においても、そういう全国的なね、その、そういう一応方針が出た中で、いろんな意見が出て来て、これまでみたいに、何日までにというのではなくて、説明会においても、その入居の資格というんですか、契約の仕方が違う人が中にいらっしゃるみたいですね。期間限定の人と、それから普通契約の方と、そういうのを別々にと言っていたものを、そうじゃなくって、一体的にやるとかね、まあ、いろんな、そうやって説明会をした上で、また、その期日とか、今後のスケジュールを、そういうものを決めていくとかね、そういうふうには、一方的なことはしないというふうには、かなり国としての考え方も変わって来ているようですから、その辺は、今後、もし一方的なことがあるのであればね、町としては、十分に、その辺は、申し入れて行きますし、同じように、町民の皆さんですからね、町民を守るという立場、それと、その促進住宅の、その処理が必要であれば、町として、やはりプラスになることであれば、それは、一緒に協力するということも考えられます。まあ、先般の話では、民間に、最終的に住宅としてね、払い下げと言うんですか、売却するんであれば、競争入札ということになるんですけども、町であれば、当然売却、しかも価格については、査定額の2分の1まで下げると。民間の2分の1ですね、そういうことは、国として、今1つの方針として考えているんだという様な話を聞いております。ですから、その価格が、いくらで、町として、実際入居希望者があり、需要が、町として、活用がうまくできるということであればですね、これはやっぱし、これまで、先ほど言いましたように、町として、今まで、いろいろと投資もして来ているわけですから、そういう物が無駄にならないようにしていくと、そういう努力も必要かというふうに思います。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、後5分、ああ4分です。

20番（吉井秀美君） そういったね、あの情報が、入居者に正しいのが、伝わっていないんですね。で、町、あの、この来庁して来た、その担当の方に、是非、早急に要求していただきたいのは、その強制的な撤去は、退去は迫らない。そういった問題と。後、住宅として残るか、残らないかというのは、非常に皆さん不安に思っているわけで、今住んでいる人達は、あそこ管理人さんがいらっしゃるんですけど、管理人に聞いても何も分からない。で、それから、後、あそこはね、町が要らないと言ったから、壊して更地にして、どこかに売るんだと、そういったことが、まあ、囁やかかれてましてね、で、いろんなことを言ってますけど、子どもの学校の問題とか、いろんなことがあるんだけど、引越したいといけないとか、今一生懸命あせって、家を探しているとか、それから、あそこは、3DKでね、まあ、子どもが1人、2人居ても住めるわけですけど、その間取りとか家賃の条件が合わなかったら、もう佐用に住めないはという様なね、そういったことで、今、まあ寄ると、触ると、そういう話ばかりしているわけで、で、こんなに人が少なくなっ

たら、住んでるのがね、寂しいし、不安になるし、出て行かないとあかんのかなという様な、こういう様なことばかりですので、是非、その点は、その町長に話をしに来た人ですね、もう早急に住宅に入って、そういう不安を除くようなね、話し合いをして欲しいと言っていたきたい。いかがでしょう。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） あの、そういう住民のね、今、いろんな心配されている点については、この間も話をさせていただいております。ですから、まあ、また担当者の方には、そういう点に十分に配慮するように、してもらうようにです、これは、話はしておきます。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） 産婦人科の、産婦人科というか、産科の問題なんですけれど、佐用の共立病院には婦人科ができたんですが、そこで、検診に行っておめでたですよと言われても、そこで産むことができなくて、他にね、かかっていけないといけない、そういう様なことがあるので、できれば、その共立病院にお願いして欲しいなというのが、まあ本音なんですけれど、石黒議員にお答えになったように、協議の場をね、持ちたいと、医療問題でね、その点で、是非、お願いしたいと思うんですけれど、町長、具体的に考えられていますか。

議長（西岡 正君） はい。

町長（庵逄典章君） その協議の場を持ちたいと、どなたと持ちたいということですか。

議長（西岡 正君） はい。

20 番（吉井秀美君） ええっとです、石黒議員の質問に対しての町長の、

議長（西岡 正君） 時間きましたので。

20 番（吉井秀美君） はい、町としても協議を行っていきたくて言われました。その点について。

町長（庵逄典章君） 協議で、医療問題についてはね、今後とも医師会とは協議をしていきたいということです。

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美議員の発言は終わりました。

お諮りします。後、7名の方の質問が残っておりますが、これにて本日の日程を終了したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって本日の日程は終了いたします。
次の本会議は、明9月の25日、午前9時30分より再開いたします。
本日は、これにて散会いたします。ご苦労様でした。

午後04時01分 散会
